



徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案)

平成25年11月21日

平成30年3月16日（改定）

令和7年 月 日（改定）

-目次-

概要	1
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画	7
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	7
第1節 感染症危機を取り巻く状況	7
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	8
第3節 政府の感染症危機管理の体制	9
第2章 県行動計画の作成と感染症危機対応	10
第1節 県行動計画の作成	10
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	11
第3節 県行動計画改定の目的	12
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	13
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	13
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	13
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	14
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	17
（1）有事のシナリオの考え方	17
（2）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	17
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	20
（1）平時の備えの整理や拡充	20
（2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	21
（3）基本的人権の尊重	22
（4）危機管理としての特措法の性格	22
（5）関係機関相互の連携協力の確保	22
（6）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	23
（7）感染症危機下の災害対応	23
（8）記録の作成や保存	23
第5節 対策推進のための役割分担	24
（1）国の役割	24
（2）地方公共団体の役割	24
（3）医療機関の役割	25
（4）指定（地方）公共機関の役割	26
（5）登録事業者	26

(6) 一般の事業者	26
(7) 県民	26
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	27
第1節 県行動計画における対策項目等	27
(1) 県行動計画の主な対策項目	27
(2) 対策項目ごとの基本理念と目標	27
第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等	33
第1節 県行動計画等の実効性確保	33
(1) EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進	33
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持	33
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	33
(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し	33
(5) 市町村行動計画等	34
(6) 指定（地方）公共機関業務計画	34
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	35
第1章 実施体制	35
第1節 準備期	35
第2節 初動期	37
第3節 対応期	40
第2章 情報収集・分析	53
第1節 準備期	53
第2節 初動期	55
第3節 対応期	57
第3章 サーベイランス	59
第1節 準備期	59
第2節 初動期	61
第3節 対応期	63
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	65
第1節 準備期	65
第2節 初動期	68
第3節 対応期	71
第5章 水際対策	77
第1節 準備期	77
第2節 初動期	78

第3節 対応期	79
第6章 まん延防止	81
第1節 準備期	81
第2節 初動期	83
第3節 対応期	84
第7章 ワクチン	93
第1節 準備期	93
第2節 初動期	97
第3節 対応期	98
第8章 医療	101
第1節 準備期	101
第2節 初動期	105
第3節 対応期	107
第9章 治療薬・治療法	113
第1節 準備期	113
第2節 初動期	115
第3節 対応期	117
第10章 検査	119
第1節 準備期	119
第2節 初動期	121
第3節 対応期	122
第11章 保健	123
第1節 準備期	123
第2節 初動期	128
第3節 対応期	131
第12章 物資	139
第1節 準備期	139
第2節 初動期	141
第3節 対応期	143
第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保	147
第1節 準備期	147
第2節 初動期	150
第3節 対応期	152

概要

はじめに

【今般の徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

2020 年 1 月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

今般、政府では、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を改定した。

徳島県においても、政府行動計画の改定を受け、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施するため、徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を改定する。

【県行動計画の改定概要】

県行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、県行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、政府が定める基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）に基づき、対応を推進していく。

県行動計画の構成と主な内容

【県行動計画全体の構成】

県行動計画の基本的な構成は以下のとおりである。

- ・ 第 1 部として、感染症危機の経緯と状況認識や特措法の考え方、政府行動計画の位置付け等を記載する「新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画」
- ・ 第 2 部として、新型インフルエンザ等対策の総論的な考え方や留意事項を示す「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」

- ・ 第3部として、新型インフルエンザ等対策における各対策項目の考え方や具体的な取組内容を示した「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」

【第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画】

第1部では、本県における感染症危機の経験や現在の感染症危機を取り巻く状況を整理しつつ、これまでに行ってきた新型インフルエンザ等対策の制度的枠組みの改善という観点から概観している。その上で、県行動計画の改定を通じて、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」、「県民生活及び社会経済活動への影響の軽減」、「基本的人権の尊重」といった目標を実現し、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す。

【第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針】

第2部では、新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方について整理している。

同部第1章では、第1節及び第2節において、新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方を総論的に整理し、基本的な戦略として、感染拡大防止と県民生活及び県民経済に与える影響の最小化という2つの主たる目的を掲げている。

同章第3節では、新型インフルエンザ等の発生の段階について、より中長期的な対応となることも想定して、準備期、初動期及び対応期という3つの時期区分を設定し、時期ごとに対策の考え方や方針が変遷していくことを示している。

具体的には、準備期において、有事に想定される対策を迅速かつ的確に講ずるために必要な訓練や人材育成、デジタル技術を活用した情報収集・分析とリスク評価の体制構築、協定の締結による医療提供体制・検査体制等の整備、ワクチンや治療薬等の供給体制の構築・強化を重点的に行う。

初動期においては、国内外における感染症情報の発生を探知して以降、水際対策、サーベイランス等による情報収集と、その分析を踏まえたリスク評価を行うとともに、得られた知見に関する情報提供・共有、双方向的なリスクコミュニケーションといった取組を極めて迅速に行っていく。

徳島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置されて以降の対応期については、新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国又は国内における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。このため、準備期に締結した協定に基づき、医療提供体制・検査体制を拡充しつつ、必要な検査を通じた患者や濃厚接触者等への対応とまん延防止対策により、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染拡大を抑制する。その後は、基本的に新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせて、とるべき対策を柔軟に変化させていく。特にワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、まん延防止対策等の県民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える対策について、リスク評価に応じて縮小等の検討を進めていくとともに、関係機関における実施体制についても、縮小等の検討を随時行っていく。

同章第4節及び第5節においては、新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項として、平時の備えを充実するほか、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ対策を切り替えるという方針を示している。また、第3部に記載している各対策を実現していくための国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者、県民等の役割を明確化している。

（EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進）

第2部第3章第1節では、県行動計画の実効性確保のため、平時及び有事を通じてEBPMの考え方に基づく政策の推進を行うことが必要であり、その前提として、適切なデータを収集し、分析できる体制が重要である。

また、多様な主体の参画による実践的な訓練の実施、毎年度の定期的なフォローアップの実施やおおむね6年ごとに県行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

【第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組】

第3部では、第2部第2章において整理した13の対策項目の基本理念と目標を達成するために求められる具体的な取組について、準備期、初動期及び対応期に分けて記載している。

（第1章 実施体制）

準備期から、国、地方公共団体、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security（以下「JIHS」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を講ずる体制を確保する。また、平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には県対策本部を中心に的確な政策判断を行う。

（第2章 情報収集・分析）

国やJIHSと連携し、迅速な情報収集・分析に向けた体制を構築するとともに、DXを推進する。また、感染症対策の判断に際しては、感染症や医療の状況等の包括的なリスク評価を行うとともに、県民生活及び県民経済の状況を把握する。

（第3章 サーベイランス）

関係機関との連携強化を含む感染症サーベイランス体制の整備や電子カルテと発生届の連携に向けた検討等のDXの推進を図るとともに、準備期から継続的に感染症サーベイランスを実施する。有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する等、状況に応じた感染症サーベイランスを実施する。

（第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション）

感染症危機において、情報の錯綜^{さくそう}、偏見・差別等の発生、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等（以下「偽・誤情報」という。）の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを通じて、リスク情報とその見方の共有等を進めることで、県民等が適切に判断し行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等を実施する。

（第5章 水際対策）

国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、医療提供体制等の確保等の準備のための時間を確保するため、国が実施する、検査、隔離、停留、宿泊施設等での待機要請などの水際対策において、健康監視等について、協力する。

（第6章 まん延防止）

医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、まん延防止対策により感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。このため、医療のひっ迫時には、リスク評価に基づき総合的に判断し、必要に応じて、特措法に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等を含め、強度の高い措置を講ずる。これらの対策の実施に係る参考指標等の整理を進めるとともに、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、県民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る。

（第7章 ワクチン）

有事の際には、国と連携し、国内外で開発されたワクチンを確保し、迅速に接種を進めるための体制整備を行う。予防接種事務のデジタル化やリスクコミュニケーションを推進する。

（第8章 医療）

準備期から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく予防計画及び医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画に基づき、医療措置協定の締結等を通じて医療提供体制の整備を行い、初動期以降に迅速な医療提供体制の確保を実現できるよう準備を進める。有事において医療がひっ迫した場合、通常医療との両立を念頭に置きつつ、国と連携し、人材派遣や患者搬送を調整しサージキャパシティの確保を行う。

（第9章 治療薬・治療法）

県は、治療薬を医療機関や薬局に円滑に流通させる体制を準備期から整理する。有事の際には、国と連携し、治療薬の適切な流通・使用を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を医療機関等へ提供する。

(第 10 章 検査)

必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えを行う。平時には機器や資材の確保、検査の精度管理等の検査体制の整備を行い、発生直後より早期の検査体制の立上げを行う。対応期には、病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う。

(第 11 章 保健)

地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施するため、感染症危機時の中核となる存在である保健所及び保健製薬環境センターにおいて、検査、サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援、情報提供・共有、リスクコミュニケーション等を行うとともに、これらの業務の実施に当たっては、必要に応じて、外部委託の活用、市町村と連携した対応等を行う。また、感染拡大時における業務負荷の急増に備え、平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化等を行う。

(第 12 章 物資)

医療機関を始めとする関係機関において、感染症対策物資等が十分に確保できるよう、準備期から、需給状況の確認や備蓄の推進を行う。初動期及び対応期においては、準備期に整備した仕組みに基づき円滑な感染症対策物資等の生産要請や指示を実施する等、供給が滞らないよう対策を講ずる。

(第 13 章 県民生活及び県民経済の安定の確保)

有事に生じ得る県民生活及び社会経済活動への影響を踏まえ、事業継続等のために事業者や県民等に必要な準備を行うよう準備期から働き掛ける。また、有事には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を始めとしたまん延防止対策による心身への影響を考慮した対策や生活支援を要する者への支援等を行う。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なるウイルスがヒトへの感染性を新たに獲得することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、今回の新型コロナウイルス感染症のように、これまでヒトとの接触のなかったウイルスが、新たにヒト社会に流入することでほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスとして、パンデミックを引き起こすことが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さや病原性の強さによって社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

第3節 政府の感染症危機管理の体制

次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能を強化するため、内閣法（昭和22年法律第5号）を改正し、2023年9月に内閣官房に統括庁を設置した。統括庁は、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括する組織である。

あわせて、感染症対応能力を強化するため、同月に厚生労働省に感染症対策部を設置した。

さらに、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織として、2025年4月にJIHSを設置することとしている。

政府の感染症危機管理の体制として、統括庁を司令塔組織とし、厚生労働省を始めとする関係省庁との一体的な対応を確保し、JIHSから感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制を整備する。

また、国は、政府行動計画や基本的対処方針の作成又は変更に当たっては、あらかじめ新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

第2章 県行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 県行動計画の作成

本県では、特措法の制定以前から、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成17年12月に「徳島県新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成18年1月に「徳島県新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、また、平成21年10月に「徳島県業務継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成21年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、本県においても、患者の全数報告を中止した平成21年7月23日までに40人が罹患した。これは全国的に見ても低い水準にとどまったが、この新型インフルエンザ（A/H1N1）を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応状況等について、多くの知見や教訓等が得られた。県においては、この知見や教訓等を踏まえ、平成23年11月に「徳島県新型インフルエンザ対策行動計画」を改定している。

その後、平成25年4月に施行された特措法、政府行動計画及び関西防災・減災プラン（感染症対策編）（以下「プラン感染症対策編」という。）との整合を図りつつ、これまでの県の取組を踏まえ、県行動計画の策定を行い、これまで所要の改定を行ってきた。

県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定（地方）公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、県は、定期的な検討を行い、適時適切に県行動計画の変更を行うものとする。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020年1月には我が国でも初の新型コロナの感染者が確認され、その翌月には、県内初の感染者が確認された。

その後、同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく、徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置、対処方針の策定が行われる等、県を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）が全国に発出、イベントの開催制限や「とくしまアラート」の作成、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、新型コロナ対応が行われた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、それにあわせて、本県の対策本部及び対処方針も廃止された。

国は新型コロナの経験を次にくる新興感染症等にいかすため、令和4年12月9日に改正感染症法を公布し、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（基本指針）」を改定し、都道府県と保健所設置市には「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（予防計画）」の改定等を求めた。また、全国の保健所は「健康危機対処計画（感染症編）」を策定することとなった。本県でも令和6年3月に予防計画を改定し、保健所も対処計画を定めたところである。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、県民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする県民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての県民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

第3節 県行動計画改定の目的

県行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、県民の生命及び健康や県民生活及び県民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、県民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を県の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の3点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 新型インフルエンザ等発生前の基本方針

- ① 新型インフルエンザ等の感染症を持ち込ませない、発生させないようにする。

(2) 新型インフルエンザ等発生後の基本方針

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、県民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・ 県民生活及び県民経済の安定を確保する。
 - ・ 県内での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。県行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本県においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、本県の地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の県民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが県民生活及び県民経済に与える影響等を総合的に勘案し、県行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階（準備期）では、国による水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の供給体制の整備、県民に対する啓発や県・市町村・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をい

かし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要とされている。

- 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県、市町村、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や県民生活及び県民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、県や国の関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染

対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、県民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や県民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○ 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部

が設置され、県対策本部が設置され、国の基本的対処方針に基づく対策が実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下の B から D までの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期（B）

県対策本部の設置後、国又は県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

○ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C-2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

（ア） 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ） 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国又は県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに県として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（ウ） 関係者や県民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や県民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（エ） 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の流通体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の流通体制、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（オ） 負担軽減や情報の有効活用、国、県、市町村の連携等のための DX の推進や人材育成等

新型インフルエンザ等発生時の医療機関や保健所等の負担軽減を目指し、平時から医療関連情報を有効活用し、国、県、市町村の連携の円滑化

等を図るための DX の推進を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により県民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、県民の生命及び健康の保護と県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と県民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける県民や事業者を含め、県民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 県民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、県民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々

な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の県民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける県民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

国、県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、県民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、県民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する^{ひぼう}誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても県民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、関西広域連合対策本部、県対策本部及び市町村対策本部は、

相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市町村から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

県は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市町村を中心に感染症発生にも対処可能な避難所施設の確保等を進めることや、県及び市町村において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び市町村と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

国、県、市町村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、県対策本部及び市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を

担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。保健所は健康危機対処計画（感染症編）の継続的な取組と見直し等を実施し、地域の医療機関、検査機関との連携を強化する。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、市町村、感染症指定医療機関等で構成される徳島県感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び徳島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 県民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

第1節 県行動計画における対策項目等

(1) 県行動計画の主な対策項目

県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の3つの主たる目的である「新型インフルエンザ等の感染症を持ち込ませない、発生させないようにする」こと、「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」こと及び「県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、県、市町村や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を県行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 県民生活及び県民経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

県行動計画の主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は県民の生命及び健康や県民生活及び県民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、県の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市町村、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、

実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて県民生活及び県民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、県民生活及び県民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、県民等、市

町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、県は、平時から、県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、国が実施する検疫措置や入国制限等の水際対策に健康監視等を実施し、協力する。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、県民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を国へ要請する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、県民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等に

よる健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンを迅速に供給するために、平時から、緊急時におけるワクチンの迅速な供給を可能にするために必要な施策に取り組んでいくことが重要である。また、国、県及び市町村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内の開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、県民の生命及び健康を守る。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備等を行う。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、県は、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限の行使を想定しつつ、平時から徳島県感染症対策連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

保健所及び保健製薬環境センターは、発生届の受理に始まる積極的疫学調査による感染源の推定と接触者の特定と健康観察の実施、並びに検査の実施及びその結果分析を通じ、患者の発生動向の把握から県に対する情報の報告まで重要な役割を担う。

保健所及び保健製薬環境センターは、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、県は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要がある、これらの取組に資するよう県が必要な支援を行うことにより、新型インフルエンザ等対策を推進する。保健所は健康危機対処

計画（感染症編）の見直しとそれに基づく研修・訓練を実施し、地域における医療と保健の連携強化に努める。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。

新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、必要に応じて感染症対策物資等の供給量の増加を図るための生産要請等を行い、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑬ 県民生活及び県民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、県、市町村は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や県民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、県、市町村は、県民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や県民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 県行動計画等の実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

県行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

県行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、県行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

県、市町村、県民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく予防計画や医療法に基づく医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、県行動計画について、必要

な見直しを行うことが重要である。

こうした観点から、県行動計画に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、新型インフルエンザ等対策検討会等の意見も聴きながら、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行う。

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに県行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に県行動計画の見直しを行う。

(5) 市町村行動計画等

県行動計画の改定を踏まえて、市町村での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、市町村においても行動計画の見直しを行う。

市町村の行動計画の見直しに当たって、連携を深める観点から、行動計画の充実に資する情報の提供等を行う。

さらに、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組について、市町村に対して、平時からの対策の充実に資する情報提供や好事例の横展開、必要な研修等に係る情報を提供する等、市町村の取組への支援を充実させる。

(6) 指定（地方）公共機関業務計画

指定（地方）公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDXの推進やテレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、県全体で取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 県・市町村等の行動計画の見直し

県、市町村及び指定（地方）公共機関は、それぞれ県行動計画、市町村行動計画又は指定（地方）公共機関における業務計画を作成・変更する。県及び市町村は、それぞれ県行動計画又は市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（危機管理部、保健福祉部）

1-2. 実践的な訓練の実施

県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（危機管理部、保健福祉部）

1-3. 県、市町村の体制整備・強化

- ① 県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。県の業務継続計画については、管内の保健所や市町村の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。（危機管理部、保健福祉部）
- ② 県は、特措法の定めのほか、徳島県新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。（危機管理部）
- ③ 県は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。（危機管理部、企画総

務部、保健福祉部)

- ④ 県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政官等の養成等を行う。特に県、市町村は、国や JIHS、県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や保健製薬環境センターの人材の確保や育成に努める。（生活環境部、保健福祉部）

1-4. 国、市町村等との連携の強化

- ① 県は、国、市町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（危機管理部、保健福祉部）
- ② 県は、国、市町村及び指定（地方）公共機関と新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（全庁）
- ③ 県は、国から必要な支援を受け、警察、消防機関、海上保安機関、自衛隊等との連携を進める。（危機管理部、保健福祉部、県警）
- ④ 県は、感染症法に基づき、徳島県感染症対策連携協議会を組織し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえた予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、県行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。（保健福祉部）
- ⑤ 県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。（危機管理部、保健福祉部）
- ⑥ 県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。（危機管理部、企画総務部、保健福祉部）

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、県の危機管理として事態を的確に把握するとともに、県民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて危機管理会議を開催し、庁内及び関係機関における対策の実施体制を構築、強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- ① 県は、海外又は国内で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある旨の報道や情報共有を受けた場合には、危機管理会議や危機管理連絡会議を開催し、庁内及び関係者間で情報共有を行う。(危機管理部)
- ② 県は、国から提供される国内外における発生動向等に関する情報やリスク評価の結果、政府の初動対処方針を基に、県の対応方針を協議し、決定する。(危機管理部、保健福祉部)

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表(PHEIC宣言等)する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、国は、直ちに関係部局や関係省庁等間での情報共有を行う。また、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。(危機管理部、保健福祉部)
- ② ①の報告があったときは、罹患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、政府は、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、公示する。

県は、当該国の動きを受け、直ちに県対策本部を設置する。市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。なお、政府対策本部の設置より前に、全庁的な対応体制を整備する必要があると判断される場合には、危機管理対策本部を設置することができる。(危機管理部、保健福祉部)
- ③ 県は、必要に応じて、感染症の専門知識を有する者の意見を聴いた上で対処方針を作成し、県対策本部内で決定する。(危機管理部、保健福祉部)

- ④ 県及び市町村は、必要に応じて、第1節（準備期）1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（危機管理部、企画総務部、保健福祉部）
- ⑤ 県は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。（危機管理部、保健福祉部）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○「徳島県新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」の策定（危機管理部）

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の策定を受け、県の対処方針を策定。

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。など

○「徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の設置（危機管理部）

新型コロナウイルス感染症の対策について、医学的な見地から助言等を行うため設置。主な議事は、「とくしまアラート」の運用判断に関すること。など

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

国は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施することとし、県及び市町村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、所要の措置を講ずるとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（全庁）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

- 介護サービス・障がい福祉サービスの提供体制の確保（保健福祉部）
感染が確認された施設における感染拡大防止のため、消毒や清掃に
要する経費を支援した。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、県及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに県民生活及び県民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- ① 県は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、県民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的に共有する。また、必要に応じて、感染症の専門知識を有する者の意見を聴いて対処方針を変更し、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。（危機管理部、保健福祉部）
- ② 県は、保健所や保健製薬環境センターからの報告を受け、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、当該部局等の収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）
- ③ 県は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。（全庁）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○県職員に対する感染防止対策（企画総務部）

Joruri グループウェアを活用し、新型コロナウイルス感染症に対応する職員にクローバー相談（精神保健福祉センター）の周知や、県のメンタルヘルス専門相談の受診を勧奨。

3-1-2. 国による総合調整及び指示

- ① 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、都道府県及び指定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う。

当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な感染拡大の防止を実効的に行う観点から当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。(危機管理部、保健福祉部)

- ② 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、都道府県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う。あわせて、都道府県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う。

なお、国は、都道府県等が行う新感染症に係る事務に関し必要な指示をしようとする際には、あらかじめ厚生科学審議会の意見を聴く。ただし、緊急を要する場合には、指示した措置について、厚生科学審議会へ速やかに報告する。(危機管理部、保健福祉部)

3-1-3. 県による総合調整

- ① 県は、当該区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定(地方)公共機関が実施する区域内に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。(危機管理部、保健福祉部)
- ② また、県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他

のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。(危機管理部、保健福祉部)

3-1-4. 政府現地対策本部の受入

県は、必要に応じて、発生の初期の段階における専門的調査支援を実施する、政府現地対策本部を受け入れる。(危機管理部、保健福祉部)

3-1-5. 職員の派遣・応援への対応

- ① 県、市町村は、必要があれば、国に対して、職員の派遣を要請する。(危機管理部、企画総務部、保健福祉部)
- ② 県は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める。(危機管理部、企画総務部、保健福祉部)
- ③ 県は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の都道府県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求める。(保健福祉部)
- ④ 市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、県はこれに対応する。(危機管理部、企画総務部、保健福祉部)
- ⑤ 市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。県は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする。(危機管理部、企画総務部、保健福祉部)

3-1-6. 必要な財政上の措置

国は、新型インフルエンザ等対策の実施に要する費用に対して、必要な財政上の措置を講ずることとし、県及び市町村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(全庁)

3-1-7. 県の注意喚起基準の検討・作成

県は、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に至らない場合であっても、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の指標を用いて、県民や事業者に分かりやすく、注意喚起を実施することが、重要であるため、国や県のリスク評価の結果に応じた、県の注意喚起基準を検討・作成する。(危機管理部、保

健福祉部)

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○「とくしまアラート」の作成（詳細は別紙のとおり）（危機管理部）
本県において、感染拡大の傾向が見られる場合の対応基準を明確にするため、「新規感染者数」、「感染経路不明者数」や「病床使用率」等の発動基準に応じて、外出時の行動やイベントの開催規模などの対応方針の目安を作成した。

3-2. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の要請等について

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に係る手続等については、以下のとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、第6章（「まん延防止」）の記載を参照する。

3-2-1. まん延防止等重点措置の要請

3-2-1-1. まん延防止等重点措置の要請手続き等

県は、新型インフルエンザ等が県内で発生し、特定の区域において感染が拡大し、県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した場合に、下記の手続きを経て、国に適用を要請する。（危機管理部）

3-2-1-1-1. 県内の状況の整理

県は、県内の感染者の発生状況や病床使用率などの情報を収集し、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置の実施の判断に必要な関係情報を整理する。（危機管理部、保健福祉部）

3-2-1-1-2. 感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者への意見聴取

県は、まん延防止等重点措置の実施に関して、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（危機管理部、保健福祉部）

3-2-1-1-3. 県対策本部の決定

県は、県対策本部において、まん延防止等重点措置を要請することを決定する。ただし、県対策本部を開催する暇がない場合は、その限りではない。なお、まん延防止等重点措置の適用後は、必要に応じて、対処方針を変更する。（危機管理部）

3-2-1-1-4. 期間及び区域の協議

県は、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域について、国と協議する。また、当該区域に関わらず、県単位での指定を受ける。ただし、人の流れ等を踏まえ、柔軟な区域が設定可能であることにも留意する。（危機管理部）

3-2-1-2. 県による要請又は命令

県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（危機管理部、保健福祉部）

3-2-1-3. まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了

県は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いて、まん延防止等重点措置の終了を国と協議する。（危機管理部、保健福祉部）

3-2-2. 緊急事態宣言の要請、市町村対策本部の設置

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、県民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手続等については、上記 3-2-1 のまん延防止等重点措置の手続と同様であるが、市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町村対策本部を設置する。市町村は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。（危機管理部）

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する。（危機管理部）

3-3-2. 県対策本部の廃止

県は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく県対策本部を廃止する。（危機管理部）

とくしまアラートの発動基準について(令和2年5月29日)



今後、本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、以下の3つの区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。

		①感染観察強化		②感染拡大注意	③特定警戒
基本方針		早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る		①に加えて、必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る（※1）	国の指定を受け、緊急事態措置を実施する
発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	5人以上	10人以上	約30人以上（※2）
	直近1週間の累積感染経路不明者数	—	2.5人以上	5人以上	約15人以上（※2）
解除の判断基準		—	直近2週間の感染経路不明者数が0人		直近1週間の累積新規感染者数3.5人以下（※2）
対応方針	共通事項	 「とくしまスマートライフ宣言！」（「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践）			
	外出	・感染が拡大している地域への不要不急の移動は避ける ・3密の場所への移動を徹底して避ける。		・（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 ・不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・法第45条第1項に基づく外出自粛の協力要請。 ・県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。
	出勤	・必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。		・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。	・「出勤者数の7割削減」を目指す。 ・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等。
	イベント（※3）	・一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。		・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛要請等。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応策を求める。	・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。
	施設の 使用制限	・地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 ・一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。		・地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 ・クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	・感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等） ・公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。

※1 措置の実施の要否については、入院患者数、重症患者数、宿泊療養者数、監視体制（検査、相談等の件数）、クラスターの発生状況、近隣府県の状況を総合的に判断する。

※2 国により「特定警戒都道府県」に指定された際に移行するものであり、判断基準の数値についてはあくまでも目安である。

※3 イベントについては、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断するものとする。

とくしまアラートの発動基準について(令和2年7月9日改定)



今後、本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、以下の3つの区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。

		①感染観察		②感染拡大注意	③特定警戒	
		注意報	強化			
基本方針		早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る			①に加えて、必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る（※1）	国の指定を受け、緊急事態措置を実施する
発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	-	-	5人以上	10人以上	約30人以上（※2）
	直近1週間の累積感染経路不明者数	-	-	2.5人以上	5人以上	約15人以上（※2）
解除の判断基準		-	直近2週間の感染経路不明者数が0人			直近1週間の累積新規感染者数3.5人以下（※2）
対応方針	共通事項	 「とくしまスマートライフ宣言！」（「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践）				
	外出	・感染が拡大している地域への不要不急の移動は避ける ・3密の場所への移動を徹底して避ける。			・（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 ・不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・法第45条第1項に基づく外出自粛の協力要請。 ・県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。
	出勤	・必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。			・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。	・「出勤者数の7割削減」を目指す。 ・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等。
	イベント（※3）	・一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。			・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛要請等。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応策を求める。	・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。
	施設の使用制限	・地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 ・一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。			・地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 ・クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	・感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等） ・公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。

※1 措置の実施の要否については、入院患者数、重症患者数、宿泊療養者数、監視体制(検査、相談等の件数)、クラスターの発生状況、近隣府県の状況を総合的に判断する。

※2 国により「特定警戒都道府県」に指定された際に移行するものであり、判断基準の数値についてはあくまでも目安である。

※3 イベントについては、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断するものとする。

とくしまアラートの発動基準について



本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、以下の区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。

			感染観察			感染拡大注意				特定警戒		
			注意	強化		漸増		急増				
政府分科会におけるカテゴリ				ステージⅠ 感染者の散発的発生及び医療提供に特段の支障がない段階		ステージⅡ 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階		ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるため対応が必要な段階		ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階		
基本方針			早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る			必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る		特措法第24条9項によるさらなる感染拡大防止を図る		国の特定都道府県の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する		
発動基準	感染の状況	新規報告者数（／週）	—	5人以上	10人以上		30人以上		100人以上		170人以上	
		直近1週間と先週1週間の比較	—	直近1週間が先週1週間より多い								
		感染経路不明割合（／週）	—	50%								
	体制の負荷	医療提供 ひっ迫具合	病床全体	—	—	—		最大確保病床の占有率 1／5以上 現時点の確保病床数の占有率 1／4以上			最大確保病床の占有率 1／2以上	
			うち重症者病床	—	—	—		最大確保病床の占有率 1／5以上 現時点の確保病床数の占有率 1／4以上			最大確保病床の占有率 1／2以上	
		療養者数	—	—	—		—	100人以上		170人以上		
体制監視	PCR陽性率	—	—	—		—	10%					
解除の判断基準			—	発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断								
対応方針			ステージに関わらず講ずべき措置			「感染観察強化」に加え講ずべき措置		「感染拡大注意漸増」に加え講ずべき措置		「感染拡大注意急増」に加え講ずべき措置		
	共通事項		「とくしまスマートライフ宣言！」（「新しい生活様式」の定着、「感染拡大予防ガイドライン」の実践）、「業界団体による「ガイドライン実践店」の認定」の普及促進									
	事業者		基本的な感染予防の徹底（3密回避等） ・ガイドラインを適宜見直し、遵守を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮 ・テレワーク等の推進	・COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の更なる周知及び普及促進の更なる強化 ・リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化（検査の強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化） ・テレワーク等の更なる推進			・ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等 ・イベント開催の見直し ・人が集中する観光地の施設等における入場制限等 ・接触確認アプリの導入をイベントや企画旅行等の実施に当たって要件化 ・飲食店における人数制限		・感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限 ・人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等 ・イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限 ・生活圏での感染があれば学校の休校等も検討 ・テレワーク等の強力な推進をはじめ職場への出勤をできるだけ回避			
	個人		基本的な感染予防の徹底（3密回避等） ・3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底 に向けた注意喚起 ⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信 感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ ・COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の普及促進	ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信 ・重症化しやすい人（高齢者など）：3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨 ・中年：職場での感染予防徹底、宴会等における注意喚起 ・若者：クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等における注意喚起 ・医療従事者・介護労働者：リスクの高い場所に行かない			・夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請 ・飲食店における人数制限 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底		・接触機会の低減を目指した外出自粛の要請 ・県境を超えた移動の自粛要請			
	国・県		○集団感染（クラスター）の早期封じ込め ・徹底した院内・施設内などの集団感染の未然防止と早期検知 ・陽性者の入院等の迅速な対応 ・接触者の調査と合理的な対応 ・クラブ等の接待を伴う飲食店などクラスターの発生した周辺地域・関連業種での迅速な実態把握と対策の促進 ⇒場合により様々な積極的介入方策（営業時間短縮や休業の要請等）を検討 ○保健所の業務支援と医療体制の強化 ・人材や物資（PPEなど）の確保 ・効率的な業務執行への支援 ・宿泊療養施設、入院患者受入病床の拡充 ○水際対策の適切な実施 ○人権への配慮、社会課題への対応等 ○対策を実効性のあるものとしていくための制度的仕組みや効率的な財源の活用について検討	○保健所の業務支援 ・クラスター対策の重点化・効率化 ・保健所への人材の派遣・広域調整 ・保健所負担の更なる軽減 ○医療提供体制及び公衆衛生体制の整備 ・病床、宿泊療養施設の追加確保（公共施設の活用など一段進んだ取組） ・重症病床をはじめ医療提供体制に関する各種データの積極的公開 ・無症候者、症状別の感染者数の公表 ・臨時的医療施設の準備 ・都道府県域を超えた患者受入れ調整（広域搬送） ・検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院 ・感染が広がっている特定の地域については、医療機関や高齢者施設等において速やかに必要な検査を実施 ・感染が拡大している特定の地域に属する者や関連する集団を対象とした検査を実施 ○水際対策 ・水際対策の適切な実施を継続			○医療提供体制及び公衆衛生体制の整備 検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院（自宅療養の対象となる者の明確化を通じ、宿泊療養により難しい場合における、軽症・無症状者で重症化リスクの低い方への自宅療養の適切な実施）		○公衆衛生体制 ・クラスター対策は重症化リスク対策を考慮して更に重点化 ・重症化リスクの高い発症者を優先的に対応 ・疫学調査の簡略化 ○医療提供体制 ・入院治療が必要な方への医療提供を徹底的に優先した医療提供体制（高齢者等のハイリスクではあるものの、軽症・無症状者への宿泊療養の開始も検討） ・臨時的医療施設の運用・追加開設			
県立学校		（共通スタンス）個々具体のケースや感染状況に応じ、国からの通知（※2）を踏まえるとともに、「県対策本部会議」の論議や要請等に基づき、「学校でクラスターを発生させない」との方針のもと、適切に判断（※3） 個々のケースに応じ、学校単位の臨時休業等も検討し、適切に判断									生活圏での感染があれば臨時休業等も検討し、適切に判断	
その他の重要事項		○合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価 リスク評価に基づき、効果的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施			リスクコミュニケーションの観点から、県民に説得力のある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや分かりやすく明確なメッセージの発信			行動変容に対する県民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施				

※1 各ステージへの移行の判断や措置の実施の要否については、一つひとつの指標をもって機械的に判断するのではなく、上記の指標、クラスターの発生状況等を総合的に判断して、感染の状況に応じ積極的かつ機動的に対策を講じていく。

※2 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」参照 ※3 学校内で感染が発生した場合には、当該校は直ちに臨時休業を実施

とくしまアラートの発動基準について



本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、以下の区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。

				感染観察			感染拡大注意			特定警戒					
				注意	強化		漸増		急増						
政府分科会におけるカテゴリ					ステージⅠ 医療提供体制に特段の支障がない段階		ステージⅡ 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階		ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階		ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階				
基本方針				早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る			必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る		特措法第24条9項によるさらなる感染拡大防止を図る		国の特定都道府県の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する				
発動基準	体制の負荷	医療提供	逼迫医療の	入院医療	—	—	—	確保病床の使用率 20%以上			確保病床の使用率 50%以上				
					—	—	—	—	入院率 40%以下		入院率 25%以下				
		重症者用病床	—	—	—	確保病床の使用率 20%以上			確保病床の使用率 50%以上						
			療養者数	—	—	—	140人以上（20人/10万人）			210人以上（30人/10万人）					
	体制監視	PCR陽性率		—	—	—	5%以上			10%以上					
	状況	新規陽性者数（／週）		—	5人以上	10人以上	30人以上			100人以上（15人/10万人）		170人以上（25人/10万人）			
		感染経路不明割合（／週）		—	50%										
解除の判断基準				—	発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断										
対応方針				ステージに関わらず講ずべき措置			「感染観察強化」に加え講ずべき措置			「感染拡大注意・漸増」に加え講ずべき措置		「感染拡大注意・急増」に加え講ずべき措置			
	共通事項			「とくしまスマートライフ宣言！」（「新しい生活様式」の定着、「感染拡大予防ガイドライン」の実践）、「業界団体による「ガイドライン実践店」の認定」の普及促進											
	対事業者等			・ガイドライン遵守の徹底。（飲食店におけるアクリル板の設置又は対人距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底等） →ガイドラインや認証制度等の取組の強化。 ・感染リスク等を踏まえた重点的な検査。（感染拡大地域における高齢者施設等の従業員の定期検査等） ・感染拡大の予兆を探知するための疫学情報の分析やモニタリング検査の実施及びアプリの活用も含めた健康管理の徹底等。 ・上記により感染拡大の予兆が探知された場合 →当該エリア等における注意喚起や重点的な検査等感染防止策の強化。 →積極的疫学調査による感染源や感染経路の推定。 ・さらに感染の拡大がみられる場合 →24条9項に基づく飲食店等への営業時間短縮要請。（時間帯等は知事が判断） →特定の地域で感染の急拡大がみられる場合は、ステージⅡであっても「まん延防止等重点措置」の活用を検討。 ・テレワークの推進。 ・症状がある場合の休暇取得及び受診促進のための環境整備。 ・感染の状況に応じたイベント開催制限。						・24条9項に基づく飲食店等への営業時間短縮要請。（必要に応じ適用区域の拡大や時間帯の強化等） ・「まん延防止等重点措置」の活用。 ・クラスター対策、特に院内・施設内感染対策の更なる強化。 ・テレワークの徹底。 ・感染状況に応じた厳格なイベント開催制限。			・45条2項等に基づく飲食店への営業時間短縮要請。（適用区域の拡大・時間帯の強化等） ・飲食店以外の政令11条1項の施設への営業時間短縮等の働きかけ。 ・「出勤者数の7割削減」を目指したテレワーク等の徹底。 ・イベント開催要件の更なる厳格化。人数管理が困難なイベントの自粛呼びかけ等。		
	対個人			適切な感染対策の徹底及び協力意識の再醸成に向けた情報発信 ・「三密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」（特に飲食の場面等）等の徹底回避の周知。 ・季節の恒例行事に関する注意喚起。 ・旅行等、県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底し、できるだけ小規模分散。						・県独自の強い警戒メッセージの発出。 ・飲食の場面を中心に季節の恒例行事等を極力控えることや不特定多数が集まる混雑の徹底回避の周知。 ・感染防止策が徹底できない場合における、感染が拡大している圏域との往来自粛の要請。 ・ガイドライン非遵守店（特に、アクリル板の設置又は対人距離の確保が守られていない店等）を利用しないよう呼びかけ。			・不要不急の外出自粛の要請。 ・飲食の場面を中心に季節の恒例行事等の自粛要請。 ・不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるよう呼びかけ。		
	国・県			○公衆衛生体制 ・人材や物資（PPE等）の確保及びワクチン接種の促進。 ・積極的疫学調査の徹底による感染源の封じ込めなどの着実な実行のための効率的な保健所業務執行への支援。（人材の更なる雇用、民間への外部委託等） ・変異株スクリーニング検査・ウイルスゲノム解析の促進及び国立感染症研究所の迅速な分析による変異株の監視体制の更なる強化。 ・医療機関及び高齢者施設等において感染が疑われる者が発生した場合の迅速な検査及び院内・施設内感染発生時の迅速な支援。 ・医療機関及び高齢者施設等におけるアプリの活用も含めた健康管理の徹底等。 ○医療提供体制 ・宿泊療養施設、入院患者受入病床の体制整備、感染者急増時の緊急的な対応方針の見える化及び状況に応じた見直し。 ○その他の重要事項 ・感染防止策の進化。（AIシミュレーション、飛沫シミュレーション、新技術導入） ・ガイドラインの遵守についての働きかけ・見回りの強化。 ・水際対策の適切な実施。 ・偏見・差別等への対応、感染対策に配慮した療養者や施設入居者の見舞い、尊厳ある看取りと葬儀の実施、社会課題への対応等。 ・雇用・事業・生活を守るための感染状況に応じた必要な経済・雇用対策の実施。						○公衆衛生体制 ・積極的疫学調査・クラスター対策等の保健所機能の維持のための支援。 ・保健所への人材の派遣・広域調整。 ・保健所機能を強化し、できる限り、積極的疫学調査・クラスター調査等を継続。 ・歓楽街等の感染リスクが高い場所における重点的な検査や高齢者施設等における頻回検査の実施。 ○医療提供体制 ・感染者急増時の緊急的な対応方針に沿った病床、宿泊療養施設の追加確保等。随時の医療施設の準備・適宜開設・運用開始。 ・都道府県域を超えた患者受入れ調整。（広域搬送） ・宿泊療養、自宅療養の適切な実施。 ○その他の重要事項 ・営業時間短縮要請やガイドラインの遵守についての働きかけ・見回りの強化。			○公衆衛生体制 ・保健所機能の維持のための更なる支援。（国や他の都道府県への人材派遣の要請等） ・感染状況と保健所の負荷を勘案した上で、やむを得ない場合には、重症化リスクを踏まえた積極的疫学調査・クラスター対策等の重点化。 ○医療提供体制 ・一般医療を制限することには限界があることに留意しつつ、入院治療が不可欠な方への医療提供を確保する等の感染者急増時の対応。（高齢者等のハイリスクではあるものの軽症・無症状である者への宿泊療養の開始も検討） ・随時の医療施設の運用・追加開設。 ○その他の重要事項 ・営業時間短縮要請やガイドラインの遵守について、個別施設への働きかけ強化。		
県立学校			（共通スタンス）個々具体のケースや感染状況に応じ、国からの通知（※2）を踏まえるとともに、「県対策本部会議」の論議や要請等に基づき、「学校でクラスターを発生させない」との方針のもと、適切に判断												
その他の重要事項			○合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価 リスク評価に基づき、効果的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施			リスクコミュニケーションの観点から、県民に説得力のある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや分かりやすく明確なメッセージの発信			生活圏での感染があれば臨時休業等も検討し、適切に判断						
									行動変容に対する県民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施						

※1 各ステージへの移行の判断や措置の実施の要否については、一つひとつの指標をもって機械的に判断するのではなく、上記の指標や、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の「感染再拡大防止に向けた指標と考え方に関する提言」で示された「感染の早期関知のための指標」、クラスターの発生状況等を総合的に判断して、感染の状況に応じ積極的かつ機動的に対策を講じていく。

※2 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」参照

国・「新たなレベル分類」に対応した「とくしまアラート」の改定について

【国・「新たなレベル分類」の考え方】

分科会における分類	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	感染者ゼロレベル	維持すべきレベル	警戒を強化すべきレベル	対策を強化すべきレベル	避けたいレベル
状況	・新規陽性者数ゼロを維持	・安定的に一般医療が確保 ・コロナ医療も対応可能	・新規陽性者数が増加傾向 ・一般医療と新型コロナへの医療の負荷が生じはじめているが、病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができていく	・一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができない	・一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない
引き上げの指標と目安			・保健所の逼迫も考慮し、病床利用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定 ・ワクチン接種率の向上等により、これまでよりも医療への負荷が小さくなっていることに留意する必要 ・次の（１）（２）を用い、その時点の感染・医療の状況とその後の予測を見える化 （１）感染・医療の状況を予測ツールや新規陽性者数・病床利用率等のこれまで用いてきた様々な指標を利用 （２）保健所ごとの感染状況の地図などの利用	・感染状況や新規陽性者数等やその他様々な指標を踏まえ都道府県が総合的に判断 ・ 予測ツールで推計した３週間後に必要とされる病床数が確保病床数に到達した場合 ・ 病床利用率、重症病床利用率が５０％を超えた場合	
求められる対策	（１）ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施 （２）医療提供体制の強化（治療へのアクセス向上を含む） （３）総合的な感染対策の継続 ①個人の基本的感染防止策 ②検査体制の充実及びサーベイランスの強化 ③積極的疫学調査の徹底 ④様々な科学技術の活用（COCOA、C02モニター等） ⑤飲食店における第三者認証の促進		・感染リスクの高い行動の回避を住民に呼びかけ ・感染防止の必要な対策を実施 ・保健所が逼迫しないように保健所の体制強化 ・必要な病床確保に向け準備 →レベル２の最終局面では、オンライン診療の活用を含め、入院療養・宿泊療養・在宅療養を一体的に運用	・自治体、事業者、国民に強い呼びかけ ・まん延防止等重点措置も含め効果的な対策を講じる ・都道府県の医療逼迫の状況等を総合的に判断して、感染拡大防止策及び医療提供体制の強化など必要な措置を機動的に講じる ・広域的に“強い対策”が必要な場合は、病床の更なる確保、感染拡大防止のための集中的な対策を講じる。「ワクチン・検査パッケージ」の継続運用や停止を検討	・更なる一般医療の制限 ・積極的疫学調査の重点化 ・災害医療的な対応 ・医療機関におけるトリアージの検討

【「とくしまアラート指標」(令和3年12月16日(木)第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議修了後から)】

とくしまアラートの レベル分類	――	感染観察	感染警戒		特別警戒		非常事態
			【前期】	【後期】	【前期】	【後期】	
レベル移行の判断指標 ※ 専門家会議の意見を踏まえ 総合的に判断	―	■最大確保病床使用率 10%以上	■最大確保病床使用率 20%以上 ■重症者用病床使用率 15%以上	■最大確保病床使用率 35%以上 ■重症者用病床使用率 30%以上	■最大確保病床使用率 50%以上 ■重症者用病床使用率 45%以上	■最大確保病床使用率 70%以上 ■重症者用病床使用率 60%以上	■一般医療を大きく制限しても新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況
求められる対策		・ 県民・事業者に向けた基本的感染防止対策の呼びかけ ・ 人流モニタリング調査（県外からの人の流れを見る化） ・ 帰省者や県外出身の帰県学生等に対する事前PCR検査の実施 ・ 事業者に向けた業種別ガイドライン遵守の呼びかけ ・ 県民の飲食店・宿泊施設利用時の「コロナ対策三ツ星店」の推奨 ・ 飲食店・宿泊施設の従業員に対する抗原定性検査の実施 ・ ワクチン検査パッケージ（VTP）の事業者登録等の実施 ・ 健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方に対する検査の実施	・ 県民・事業者に向けた強い警戒メッセージの发出 ・ 事業者に出勤者数の削減を目指したテレワーク等の推進を要請 ・ 緊急事態宣言等地域との移動を控えるよう要請（VTP適用者を除く）（感染リスクの高い地域への移動） ・ VTPの適用開始（一部） ・ 飲食店への営業時間短縮等要請（特措法24条⑨）の検討	・ 国に対する「まん延防止等重点措置」の適用要請 ・ 不要不急の県またぎ移動を極力控えるよう要請（VTP適用者を除く）（特措法24条⑨） ・ VTPを適用 ・ 飲食店への営業時間短縮等の要請（特措法31条の6①）	・ 事業者に「出勤者数の削減」を目指したテレワーク等の徹底を要請 ・ 特定地域のVTP適用停止を検討 ・ 飲食店及び利用者に対し5人以上の会食回避の要請（特措法24条⑨） ・ イベントの人数上限（5,000人以下・「大声なし」100%）、感染防止安全計画策で「大声なし」2万人まで：VTP適用により収容定員の100%まで緩和可）（特措法24条⑨）	・ 国に対する「緊急事態宣言」の発出要請 ・ 同左（特措法45条①） ・ VTP適用の全面停止を検討 ・ 飲食店への営業時間短縮等の要請（特措法45条②）	・ 不要不急の外出自粛の要請 ・ 同左（VTP適用停止）（特措法45条①） ・ VTP適用の全面停止 ・ 同左（VTP適用停止）（特措法24条⑨） ・ イベントの開催自粛を要請
		・ 感染に不安がある無症状者への検査受検要請（特措法24条⑨）の検討	・ 感染に不安がある無症状者への検査受検の要請（特措法24条⑨） ・ 受検要請を踏まえ、無料検査の対象を拡大	・ 県有集客施設の利用時間短縮（市町村へも同様の措置を要請） ・ フェーズ4へ移行し、徳島県臨時医療施設での患者受入を開始	・ 徳島県臨時医療施設での患者受入を拡大	・ 県有集客施設の休館（市町村へも同様の措置を要請） ・ フェーズ5へ移行し、即応病床数260床を確保 ・ 国、関西広域連合及び他の都道府県へ医師・看護師等の派遣を要請	
		・ 即応病床数98床で運用（フェーズ1）	・ 陽性者の増加を踏まえ、フェーズ2へ移行し、即応病床を拡大	・ 入院患者数や医療逼迫状況を踏まえ、フェーズ3へ移行し、即応病床を更に拡大	・ 保健所の全所体制への移行と全庁応援の拡充により、146人体制へ増強	・ 保健所の全所体制への移行と全庁応援の拡充により、180人体制へ増強	・ 保健所人員のさらなる追加配置 ・ 国、関西広域連合及び他の都道府県へ保健師等の派遣を要請
		・ 保健所コロナ即応体制（42人）で対応	・ 各保健所職員の再配置・全庁応援等により、107人体制へ拡大	・ 応援職員の拡充により、146人体制へ増強	・ 応援職員の拡充により、146人体制へ増強	・ 応援職員の拡充により、146人体制へ増強	・ 保健所人員のさらなる追加配置 ・ 国、関西広域連合及び他の都道府県へ保健師等の派遣を要請
				・ 国に対する「まん延防止等重点措置」適用要請の検討	・ 国に対する「緊急事態宣言」発出要請の検討		
県教育委員会 （県立学校） の対応		個々具体のケースや感染状況に応じ、文部科学省通知（※）を踏まえるとともに、「県対策本部会議」の協議や要請等に基づき、「学校でクラスターを発生させない」との方針のもと、適切に判断する。 （※）文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」 ・ 個々のケースに応じ、学校単位の臨時休業等も検討し、適切に判断する。 ・ 地域で感染拡大状況が見られ、学校内で感染が拡大すると判断する場合には、「分散登校の実施」や「学校行事・部活動等の制限」を検討し、適切に判断する。					

※ レベル移行の判断においては、上記の判断指標のほか、新規陽性者数の今週先週比、PCR陽性率、入院率、療養者数、感染経路不明割合等のその他の指標の推移や、「予測ツール」による推計等を参考に総合的に勘案する。

【参考指標】

			感染観察		感染拡大		特定警戒	
			注意	強化	漸増	急増	ステージⅣ	
			ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ			
指標	医療提供体制 医療機関の重症者用病床	入院医療	—	—	確保病床の使用率 20%以上	確保病床の使用率 50%以上		
		重症者用病床	—	—	確保病床の使用率 20%以上	確保病床の使用率 50%以上		
		入院率	—	—	—	入院率 40%以下	入院率 25%以下	
		療養者数	—	—	—	140人以上 (20人/10万人)	210人以上 (30人/10万人)	
		PCR陽性率	—	—	—	5%以上	10%以上	
	感染状況	新規陽性者数 (／週)	—	5人以上	10人以上	30人以上	100人以上 (15人/10万人)	170人以上 (25人/10万人)
		感染経路不明割合 (／週)	—	—	—	50%	—	—

【とくしまアラート】政府分科会「新たなレベル分類」を踏まえた改定（令和４年１２月２日１８時から適用）

レベル分類	レベル1・感染小康熙	レベル2・感染拡大初期	レベル3・医療負担増大期	レベル4・医療機能不全期
レベル分類移行に関する事象	○感染状況 ・感染者は低位で推移しているか、徐々に増加している状態 ○保健医療の負担の状況 ・外来医療・入院医療ともに負担は小さい	○感染状況 ・感染者が急速に増え始める ○保健医療の負担の状況 ・診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）の患者数が急増し、負担が高まり始める ・救急外来の受診者数も増加 ・病床利用率、医療従事者の欠勤者数も上昇傾向 ○社会経済活動の状況 ・職場で欠勤者が増加し始め、業務継続に支障が生じる事業者も出始める	○感染状況 ・医療の負担を増大させるような数の感染者が発生 ○保健医療の負担の状況 ・外来医療の負担が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生 ・救急搬送困難事例が急増する ・入院患者も増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負担が高まる ○社会経済活動の状況 ・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者も多数発生	○感染状況 ・今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生 ○保健医療の負担の状況 ・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般の外来にも患者が殺到する事象が発生 ・救急車を要請しても対応できず、救急搬送困難事例の件数として把握できない状況が生じている。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・重症化率は低くても、膨大な数の感染者により、入院が必要な中等症Ⅱ・重症者の絶対数が著しく増加 ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫 ・入院できずに、自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態 ○社会経済活動の状況 ・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持に支障が生じる可能性
レベル分類移行に関する指標	最大確保病床利用率 概ね 0～30%	最大確保病床利用率 概ね 30～50%	最大確保病床利用率/重症者用病床利用率 概ね 50%超	最大確保病床利用率/重症者用病床利用率 概ね 80%超

※ レベル分類移行については、専門家会議の意見を踏まえ総合的に判断

各レベルごとの対策については、政府分科会が示す「国の対応」等を参考として実施

【（参考）改定前のとくしまアラート】

レベル分類	－	レベル1 感染観察	レベル2・感染警戒		レベル3・特別警戒		レベル4・非常事態
			【前期】	【後期】	【前期】	【後期】	
レベル分類移行に関する指標※	－	■最大確保病床利用率 10%以上	■最大確保病床利用率 20%以上 ■重症者用病床利用率 15%以上	■最大確保病床利用率 35%以上 ■重症者用病床利用率 30%以上	■最大確保病床利用率 50%以上 ■重症者用病床利用率 45%以上	■最大確保病床利用率 70%以上 ■重症者用病床利用率 60%以上	■一般医療を大きく制限しても新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況

※ レベル分類移行については、専門家会議の意見を踏まえ総合的に判断

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、県民生活及び県民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。

(2) 所要の対応

1-1. 実施体制

- ① 県は、平時から、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。

特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から関係機関等との連携体制の強化を図る。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

- ② 県は、国から提供される情報収集・分析の結果を、庁内や関係機関に速やかに共有するよう努める。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）
- ③ 県は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

1-2. 平時に行う情報収集・分析

県は、感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・

分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

1-3. 訓練

県は、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

1-4. 人員の確保

県は、情報収集・分析の円滑な実施のため、平時から、感染症専門人材の育成や人員確保、活用、有事に向けた訓練等を行うとともに、有事に必要な人員規模と専門性を確認し、配員調整等を行う。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

1-5. DX の推進

県は、国と連携し、平時から迅速に情報収集・分析を行うため、情報入力の自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXを推進する。

これらのほか、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、国の動向も踏まえ、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 実施体制

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

2-2. リスク評価

2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 県は、国から示される、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）
- ② 県は、リスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）
- ③ 県は、各部局が所管する業界からニーズを聞き取るなどして、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が県民生活及び県民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。（全庁）

2-2-2. リスク評価体制の強化

- ① 県は、国と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うため、感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）
- ② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した関係機関とのネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。（危機管理部、生活環境

部、保健福祉部)

2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

県は、国と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

県は、国から情報提供される、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、県民や事業者等に迅速に提供・共有する。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と県民生活及び県民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

(2) 所要の対応

3-1. 実施体制

県は、新型インフルエンザ等に関する速やかな情報収集・分析及びリスク評価を実施できるよう、感染症インテリジェンス体制を強化する。

また、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

3-2. リスク評価

3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 県は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、県内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、保健所からの積極的疫学調査等や、医療機関からの病床使用率等に関する情報提供により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

- ② 県は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。(危機管理部、保健福祉部)

3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ① 県は国と連携し、リスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制を強化し、引き続き活用する。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)
- ② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期及び初動期に構築した関係機関とのネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)
- ③ 特に県内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を実施する場合に備え、県民生活及び県民経済に関する分析を強化し、感染症危機が県民生活及び県民経済等に及ぼす影響を把握する。(危機管理部、保健福祉部)
- ④ 県は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。(保健福祉部)
- ⑤ 県は、国から提供される、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、県民や事業者等に分かりやすく情報を提供・共有する。(危機管理部、保健福祉部)

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○感染防止対策のための「人流データ」の収集（危機管理部）
ヤフー及びKDDIが提供する「人流データ」を利用し、人の流れを「分析」「見える化」し、エリアを限定したスポット的な見回りの実施強化など感染拡大への計画的・効率的な対策を図った。

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

県は、国と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

県は、国から情報提供される、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、県民や事業者等に迅速に提供・共有する。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

(1) 目的

本計画の「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

(2) 所要の対応

1-1. 実施体制

- ① 県は、平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、指定届出機関からの患者報告や、保健製薬環境センターからの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）
- ② 県は、リスク評価に基づき、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）
- ③ 県は、感染症サーベイランスに係る人材育成を実施し、訓練等を通じて、有事における感染症サーベイランスの実施体制について評価・検証を行う。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

1-2. 平時に行う感染症サーベイランス

- ① 国及び県は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から県内の流行状況を把握する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）
- ② 国及び県は、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サ

ーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

- ③ 国及び県は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部）
- ④ 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行う。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

1-3. 人材育成及び研修の実施

県は、国と連携し、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、有事に必要な人員規模をあらかじめ検討した上で、担当者の研修を実施する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

1-4. DX の推進

県は、国と連携し、平時から、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、DX を推進する。例えば、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、国の動向も踏まえ、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。

また、国は、県に効果的な感染症対策の実施に資するよう、定期的に感染症サーベイランスシステム等のシステムの改善を行う。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

1-5. 分析結果の共有

県は、国から情報提供される、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果やその分析結果に基づく正確な情報を県民や事業者等に分かりやすく提供・共有する。（危機管理部、保健福祉部、生活環境部）

第2節 初動期

(1) 目的

国内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 実施体制

県は、新型インフルエンザ等の発生時に、初期段階のリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について判断し、実施体制の整備を進める。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

2-2. リスク評価

2-2-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

県は、関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。また、県は、関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数、人工呼吸器使用数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。

新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を保健製薬環境センターにおいて、亜型等の同定を行う。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

2-2-2. リスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化

県は、国と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報や感染症インテリジェンスで得た知見等に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について分析を行う。これらを踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制の強化

等の必要性の評価を行う。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

県は、国と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

県は、国から情報提供される、国内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報について、県民や事業者等へ迅速に提供・共有する。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

(2) 所要の対応

3-1. 実施体制

県は、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、リスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

3-2. リスク評価

3-2-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

県は、関係機関と連携し、県内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、県内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、県や医療現場の負担も過大となる。

このため、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、県は、国が示す、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制について、適切な時期に移行を実施する。

県は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

3-2-2. リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討及び実施

県は、国が示す、感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの強化の必要性、感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性の評価を行う。初動期以降も、必

要に応じて、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について評価を行い、必要な対応や見直しを実施する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

県は、国と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

県は、国から情報提供される、国内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を、県民や事業者等へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有する。

特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報について、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて、県民や事業者等に分かりやすく情報を提供・共有する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、県、県民、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、県は、平時から、県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた県民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における県民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

県は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、県民等の理解を深めるため、SNS等の各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、県による情報提供・共有が有用な情報源として、県民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県、市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに

対する分かりやすい情報提供・共有を行う。（危機管理部、生活環境部、こども未来部、保健福祉部、教育委員会）

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、県による情報提供・共有が有用な情報源として、県民等による認知度・信頼度が一層向上するように努める。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

県は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、県民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、県による情報提供・共有が有用な情報源として、県民等による認知度・信頼度が一層向上するように努める。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

県は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて県民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）
- ② 県として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当を置くことを含め必

要な体制を整備するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。（知事戦略公室、危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

- ③ 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。（全庁）
- ④ 県は、国から示される、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。（危機管理部、保健福祉部）

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 県は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）
- ② 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、県民等からの相談に応じるため、県のコールセンター等が設置されるよう準備する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）
- ③ 県は、県民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、県民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、県民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

県は、国から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、県民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 県は、県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

- ② 県は、県民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、関係部局と調整の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

- ③ 県は、国と連携して、県民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。(危機管理部、保健福祉部)
- ④ 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。(全庁)
- ⑤ 県は、国から示される、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(危機管理部、保健福祉部)

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○「徳島県新型コロナウイルス対策ポータルサイト」による情報発信
県民の不安解消や事業者への支援策など多様な情報ニーズに対応するため、情報を分類・整理し、一覧性に優れたポータルサイトを開設し、情報発信を行った。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 県は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)
- ② 県は、Q&A等を作成し、ホームページに掲載するほか、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、県民等の関心事項等を整理し、Q&A等に反映するとともに、庁内で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、各種相談窓口に関する情報を整理し、県民等に周知することにより、偏見・差別等による人権侵害の解消を図る。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。
(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、県は、県民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する県民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、県民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

県は、国から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、県内の関係機関を含む県民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 県は、県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮を

しつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

- ② 県は、県民等の情報収集の利便性向上のため、総覧できるウェブサイト運営する。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)
- ③ 県は、国と連携して、県民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)
- ④ 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。(全庁)
- ⑤ 県は、国から示される、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(危機管理部、保健福祉部)

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

- 「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」の制定(危機管理部)
クラスター発生施設の施設名の公表基準を定めた。

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 県は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)
- ② 県は、Q&A等を改定し、ホームページに掲載するほか、コールセンター等の体制を強化する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、県民や事業者等の関心事項等を整理し、Q&A等に反映するとともに、庁内で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、

法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、各種相談窓口に関する情報を整理し、県民等に周知することにより、偏見・差別等による人権侵害の解消を図る。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。
(危機管理部、生活環境部、保健福祉部)

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」の制定（危機管理部）

- ・ 県民に対し、不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為を禁止することを定めた。
- ・ 県は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、差別的取扱い等の禁止に関する啓発その他必要な措置を講ずることを定めた。

○「保育所等感染拡大防止相談ホットライン」の開設（こども未来部）
感染拡大防止に向けた初動対応をスムーズに実施するため、保育所等からの相談に係る施設専用のホットラインを設置した。

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○「とくしまアラート」の運用による情報発信（危機管理部）

「新規感染者数」、「感染経路不明者数」や「病床使用率」等の客観的な指標を用いて、県内の感染状況を段階的に示し、とるべき感染防止対策を分かりやすく、県民や事業者に呼び掛けた。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、県民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、県民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、県は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、県民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や県民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を

上回るにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

第5章 水際対策

第1節 準備期

(1) 目的

平時から水際対策に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、水際対策の実施に必要な物資及び施設の確保やシステムの整備を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。

また、海外において感染症情報の収集・提供体制を整備することにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、在外邦人や出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

- ① 県は、国が実施する、水際対策の実効性を高めるための関係機関との合同実施も含めた訓練に積極的に参加する。(保健福祉部)
- ② 県は、国が実施する、検疫法に基づく隔離等の措置が円滑に行えるよう、入院調整等の連携体制を構築する。(保健福祉部)
- ③ 県は、国が新型インフルエンザ等に対する検疫所における検査体制を整備する中で、必要に応じて保健製薬環境センター等へPCR検査等を依頼する場合があるため、協力体制を構築する。(生活環境部、保健福祉部)
- ④ 県は、国が整備する、帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等の情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムを活用し、国との連携を図る。(保健福祉部)

1-2. 国との連携

県は、検疫法の規定に基づく協定を国が締結するに当たり、意見聴取等に適切に対応するとともに、有事に備えた訓練を実施することで、連携を強化する。(保健福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、国は、迅速に水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 国との連携

- ① 県は、国の検疫措置の強化に伴い、PCR検査等の検査協力体制を速やかに整備する。（観光スポーツ文化部、生活環境部、保健福祉部）
- ② 県は、国と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。（保健福祉部）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○「徳島小松島港クルーズ船受入協議会」の設置（観光スポーツ文化部）
クルーズ船の安全な寄航を実現させるため、感染症対策の体制整備を行った。

第3節 対応期

(1) 目的

国は、新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、国民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化又は緩和を検討し、実施する。

(2) 所要の対応

3-1. 水際対策の方針変更に応じた国への協力

県は、国が、水際対策の強化、緩和又は中止を行うに当たっては、方針変更に応じて、健康監視や PCR 検査、入院調整等、必要な協力を行う。（生活環境部、保健福祉部）

第6章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、県民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、県民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 対策の実施に係る参考指標等の確認及び検討

国は、有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とすべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。県においても、平時から同様の検討をすることとする。(危機管理部、保健福祉部)

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

① 国及び県は、それぞれの行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命及び健康を保護するためには県民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。(危機管理部、保健福祉部)

② 国、県、市町村、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(危機管理部、保健福祉部)

③ 国及び県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。(全庁)

④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定(地方)公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状の

ある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。県は、その運行に当たっての留意点等について、国の調査研究の結果を踏まえ、指定（地方）公共機関に周知する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、県内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 県内でのまん延防止対策の準備

- ① 国及び県は、相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、国及び県は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用する。（保健福祉部）

- ② 県内におけるまん延に備え、県、市町村又は指定（地方）公共機関等において業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行う。（危機管理部）

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護する。その際、県民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、県民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。県は、国及び JIHS による情報の分析やリスク評価を受け、県においてもリスク評価を行い、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び県民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、県民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。（全庁）

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

県は、国から示される基準等も考慮しつつ、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。（保健福祉部）

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-2-1. 外出等に係る要請等

県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。

また、県は、可能な限り、「感染状況」や「人流」等の情報を示しつつ、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き

みだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行う。(危機管理部)

3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

国及び県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。(危機管理部、保健福祉部)

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○「とくしまスマートライフ宣言！」の作成(危機管理部)

県民の「安全で安心な暮らし」につなげるため、「新しい生活様式・スマートライフ」を実践している事業者等を「見える化」した。

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設管理者等」という。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請を行う。(危機管理部)

3-1-3-2. まん延の防止のための措置の要請

県は、必要に応じて、上記 3-1-3-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。(危機管理部)

3-1-3-3. 3-1-3-1 及び 3-1-3-2 の要請に係る措置を講ずる命令等

県は、上記 3-1-3-1 又は 3-1-3-2 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。(危機管理部)

3-1-3-4. 施設名の公表

県は、上記 3-1-3-1 から 3-1-3-3 までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。（危機管理部）

3-1-3-5. その他の事業者に対する要請

- ① 国及び県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。（全庁）
- ② 県は、国の方針も踏まえ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。（こども未来部、保健福祉部、病院局）
- ③ 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対し、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。（全庁）
- ④ 県は、必要に応じて、感染のリスクが高まっている国・地域への出張の延期・中止を呼び掛ける。（保健福祉部）
- ⑤ 県は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。（全庁）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○「ガイドライン実践店ステッカー」の交付（危機管理部）

業界毎に策定された感染拡大予防ガイドラインを実践する体制が確認できた店舗へステッカーを交付。交付したステッカーの掲示を県の各種支援措置を受ける条件とすることで、自主的な感染対策を促した。

○児童等利用施設・介護サービス・障がい福祉サービスの提供体制の確保（こども未来部、保健福祉部）

- ・施設内の感染拡大防止に係る人件費の掛かりまし経費を支援した。
- ・マスクや消毒用エタノール等の衛生用品等の購入にかかる、掛かりまし経費を支援した。

3-1-3-6. 学級閉鎖・休校等の要請

国及び県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、国及び県は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。（こども未来部、教育委員会）

3-1-4. 公共交通機関に対する呼び掛け

3-1-4-1. 基本的な感染対策に係る呼び掛け等

県は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう呼び掛ける。（生活環境部）

3-1-4-2. 減便等の呼び掛け

県は、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等を呼び掛ける。（生活環境部）

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

国及び県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型コロナウイルス等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する県民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、国及び県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、上記3-1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる（まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の考え方については、3-3に記載）。（全庁）

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及びJHISによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断す

る。(全庁)

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の県民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記 3-2-1 と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。(全庁)

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。(全庁)

3-2-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記 3-1 に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、県は、国から一層の支援を受ける。具体的には、県が当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、より効果的・効率的な感染対策を実施できるよう、国から、関係省庁や業界団体等との連携や調整、好事例の提供や導入支援、感染対策に関する助言・指導等を受ける。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。(全庁)

3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに

に、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記 3-1-3-6 の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。（全庁）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○児童等利用施設及び高齢者施設等の感染防止対策（こども未来部、保健福祉部）
児童等利用施設や重症化リスクが高い者が多い医療機関、高齢者施設等に抗原定性検査キットを配布した。

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記 3-1 に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記 3-2-2 に記載した考え方にに基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。（全庁）

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

国及び県は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。（全庁）

3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等

上記 3-2 の考え方にに基づき対応するに当たり、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討については、以下の①から③までのとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る手続等については、第 1 章第 3 節（「実施体制」における対応期）3-2 の記載を参照する。

- ① 県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。（危機管理部）

- ② 国は、JIHS 及び県と緊密に連携し、JIHS 等から得られる科学的知見や都道府県の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、県民生活及び社会経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、県民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。
(危機管理部)

- ③ ただし、上記 3-2 のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、これらの措置の必要性や内容を判断する。(危機管理部)

(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを県民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、JIHS 等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、県民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

上記(イ)と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。

3-4. 県の注意喚起基準の運用

県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の指標を用いて、県内の状況を客観的に示し、県民や事業者に対し、とるべき感染防止対策を呼び掛ける。
(危機管理部、保健福祉部)

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○「とくしまアラート」の運用（危機管理部）

「新規感染者数」、「感染経路不明者数」や「病床使用率」等の客観的な指標を用いて、県内の感染状況を段階的に示し、外出時の行動やイベントの開催規模などの対応方針に沿った行動をとるよう、県民や事業者に呼び掛けた。

第7章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

国は、平時からワクチンの研究開発の支援を行うことで、新型インフルエンザ等が発生した場合に、速やかにワクチンを開発し、当該ワクチンの有効性及び安全性を確認した上で、ワクチンを迅速に製造することのできる体制を構築する。また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県及び市町村のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 研究開発の支援

1-1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

国及び JIHS は、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行うとともに、国は、大学等の研究機関を支援する。また、国は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。(保健福祉部)

1-2. ワクチンの供給体制

1-2-1. ワクチンの流通に係る体制の整備

県は、国の要請に応じて、管内市町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下(ア)から(ウ)までの体制を構築する。(保健福祉部)

(ア) 管内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制

(イ) ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

(ウ) 市町村との連携の方法及び役割分担

1-2-2. ワクチンの分配に係るシステムの活用

国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は県への分配量を決定し、分配につなげるシステムを整備し、県は医療機関等への配分を行うに当たり、当該システムを活用する。(保健福祉部)

1-3. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、県民等の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性及び公共性が認められるものでなければならない。国において、この基本的考え方を踏まえ、対象となる登録事業者及び公務員の詳細を定める。なお、特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等に対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。(保健福祉部)

1-3-1. 登録事業者の登録に係る周知への協力

県及び市町村は、国が行う、特定接種の基準に該当する事業者の登録を進めるため事業者に対する、登録作業に係る周知に協力する。(保健福祉部)

1-3-2. 登録事業者の登録への協力

県及び市町村は、国が行う、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(保健福祉部)

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

市町村又は県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(保健福祉部)

1-4-2. 特定接種

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から

接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち県民生活・県民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、県及び市町村は、国の要請に応じて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（保健福祉部）

1-4-3. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。国は、この住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。また、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア） 市町村又は県は、国等の協力を得ながら、当該市町村又は県の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。（保健福祉部）
- （イ） 市町村又は県は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。（保健福祉部）
- （ウ） 市町村又は県は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（保健福祉部）

1-5. 情報提供・共有

県は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、県民等の理解促進を図る。（保健福祉部）

1-6. DX の推進

県及び市町村は、得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を、国が整備するシステムを活用し、情報共有する。（保健福祉部）

第2節 初動期

(1) 目的

準備期から強化した研究開発基盤や計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の準備

県及び市町村は、特定接種又は住民接種の実施を見据え、国の接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。(保健福祉部)

2-1-2. 接種体制の構築

市町村又は県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(保健福祉部)

2-1-3. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。(保健福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチン等の流通体制

3-1-1. ワクチン等の流通体制の構築

県は、国の要請に応じて、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する。
(保健福祉部)

3-2. 接種体制

- ① 市町村又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(保健福祉部)
- ② 県及び市町村は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合等、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国や医療機関と連携し、接種体制の継続的な整備に努める。(保健福祉部)

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 特定接種の実施

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。(保健福祉部)

3-2-1-2. 特定接種の実施方法の決定

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、ワクチンの供給量、国民等から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、推進会議の意見を聴いて、特定接種の対象となる登録事業者や接種総数、接種順位を決定する等、特定接種の具体的運用を定める。(保健福祉部)

3-2-1-3. 登録事業者及び国家公務員に対する特定接種の実施

国は、登録事業者の接種対象者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（保健福祉部）

3-2-1-4. 地方公務員に対する特定接種の実施

県及び市町村は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（保健福祉部）

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 住民接種の接種順位の決定

国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定する。（保健福祉部）

3-2-2-2. 予防接種の準備

市町村又は県は、国と連携して、接種体制の準備を行う。（保健福祉部）

3-2-2-3. 予防接種体制の構築

市町村又は県は、国の要請に応じて、住民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（保健福祉部）

3-2-2-4. 接種に関する情報提供・共有

市町村又は県は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。県及び市町村は、国の要請に応じて、接種に関する情報提供・共有を行う。（保健福祉部）

3-2-2-5. 接種体制の拡充

市町村又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（保健福祉部）

3-2-2-6. 接種記録の管理

国、県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(保健福祉部)

3-3. 副反応疑い報告等

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

県は、ワクチンの安全性について、国等の情報収集に努め、適切な安全対策や県民等への適切な情報提供・共有を行う。(保健福祉部)

3-3-2. 健康被害に対する速やかな救済

県は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、国の制度の周知を徹底する。(保健福祉部)

3-4. 情報提供・共有

- ① 県は、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。その際には、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報を収集し、必要に応じた Q&A の提供といった、双方向的な対応を行うなど、県民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。(保健福祉部)
- ② 市町村又は県は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。(保健福祉部)

第8章 医療

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき県と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、県は、医療計画等に基づいて、医師や看護職員をはじめとする医療保健従事者の養成・確保対策を推進するとともに、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、徳島県感染症連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図り、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 基本的な医療提供体制

- ① 県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記 1-1-1 から 1-1-7 までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。（保健福祉部）
- ② 県は、地域の実情に応じて、国が示す、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を機動的に運用する。（保健福祉部）
- ③ 平時から医療計画等に基づく人材確保の推進を図るとともに、上記の有事の医療提供体制を平時から準備することで、感染症危機において感染症医療及び通常医療を適切に提供する。（保健福祉部）
- ④ 県は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、地域における有事の司令塔機能を果たす部局を平時から明確化し、体制整備を行う。（保健福祉部）

- ⑤ 県は、新型インフルエンザ等発生時において感染が疑われる者が医療機関への移動手段を確保できるよう、民間搬送事業者との連携体制を構築する。（保健福祉部）

1-1-1. 相談センター

県は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。（保健福祉部）

1-1-2. 感染症指定医療機関

新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。（保健福祉部）

1-1-3. 病床確保を行う協定締結医療機関（第一種協定指定医療機関）

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。（保健福祉部）

1-1-4. 発熱外来を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設け、発熱患者の診療を行う。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。（保健福祉部）

1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結

した協定に基づき、県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。（保健福祉部）

1-1-6. 後方支援を行う協定締結医療機関

後方支援を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。（保健福祉部）

1-1-7. 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関

医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。（保健福祉部）

1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。（保健福祉部）
- ② 県は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に周知を行う。（保健福祉部）

1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

- ① 県は、医療機関と協力して、研修や訓練等を通じて、医療人材や感染症専門人材の育成を推進し、育成状況を定期的に確認する。（保健福祉部）
- ② 県は、国が定める新型インフルエンザ等の診断、重症度に応じた治療、院内感染対策、患者の移送等に係る指針等を医療機関へ周知する。（保健福祉部）
- ③ 県は、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関との間で協定を締結するとともに、医療機関、医療人材（災害・感染症医療業務従事者を含む。）、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を実施し、研修や訓練の結果を国へ報告する。（保健福祉部）

1-4. 新型インフルエンザ等の発生時のためのDXの推進

国は、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、DXを推進する。また、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の運用について、県や医療機関等の研修や訓練等により、定期的な確認を行う。（保健福祉部）

1-5. 医療機関の設備整備・強化等

- ① 国及び県は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行う。（保健福祉部）
- ② 医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。（保健福祉部）

1-6. 臨時の医療施設等の取扱いの整理

県は、国による、臨時の医療施設の設置・運営や医療人材確保等の方法についての整理も踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。（保健福祉部）

1-7. 徳島県感染症対策連携協議会等の活用

県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、徳島県感染症対策連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ等について整理を行い、随時更新を行う。また、県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。（保健福祉部）

1-8. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

- ① 県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。（保健福祉部）
- ② 県は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について平時から検討を行う。（保健福祉部）

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から県民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。このため、国は JIHS と協力して新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、感染症に係る情報収集・分析を行い、速やかに県や医療機関等に提供・共有を行い、県において適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。県は、提供・共有された情報や要請を基に、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、県は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

- ① 県は、国から情報提供される、新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等について、医療機関、県民等に迅速に提供・共有を行う。（保健福祉部）
- ② 県は、国や JIHS から提供された情報を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。（保健福祉部）

2-2. 医療提供体制の確保等

- ① 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、県は、国からの要請に応じ、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保する。（保健福祉部）
- ② 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において徳島県感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、IT を活用した情報共有手段の提供等に努めるとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。（保健福祉部）

- ③ 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。（保健福祉部）
- ④ 県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう指示する。（保健福祉部）
- ⑤ 県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法、また公費負担の制度等について住民等に周知する。（保健福祉部）
- ⑥ 県は、国の要請に応じ、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。（生活環境部、保健福祉部）
- ⑦ 県は、国の要請に応じ、対応期において流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、流行初期医療確保措置協定締結医療機関による対応の準備を行う。（保健福祉部）
- ⑧ 県は、民間搬送事業者等と連携して、患者等についての、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の中での移動手段の確保に向け準備する。

2-3. 相談センターの整備

- ① 県は、国の要請に応じ、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。（保健福祉部）
- ② 県は、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、県民等に周知を行う。（保健福祉部）
- ③ 県は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。（保健福祉部）
- ④ 県は、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう要請する。（保健福祉部）

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、県は、国から提供された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、国及び県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。

(2) 所要の対応

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ① 県は、国及び JIHS から提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。(保健福祉部)
- ② 県は、準備期において整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。(保健福祉部)
- ③ 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。(保健福祉部)
- ④ 国及び県は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、流行前と同水準の収入を補償する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。(保健福祉部)

- ⑤ 県は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。（保健福祉部）
- ⑥ 医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。（保健福祉部）
- ⑦ 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて県へ報告を行う。県は、国等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。（保健福祉部）
- ⑧ 県は、民間搬送事業者等と連携して、患者等について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の中での移動手段を確保する。また、住民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。（保健福祉部）
- ⑨ 県は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。（保健福祉部）
- ⑩ 県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。（保健福祉部）
- ⑪ 県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法、また公費負担の制度等について住民等に周知するほか、一般に手に入る形で検査キットが流通している場合には、適切な使用等について、あわせて情報提供する。（保健福祉部）
- ⑫ 国及び県は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。（保健福祉部）

3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 県は、国の要請に応じて、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関にお

いても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう、所要の対応を行う。(保健福祉部)

- ② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保又は発熱外来を行う。(保健福祉部)
- ③ 県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。(保健福祉部)
- ④ 医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届出を行う。(保健福祉部)
- ⑤ 県は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。(保健福祉部)
- ⑥ 県は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、3-4②の臨時の医療施設を設置する場合を想定し、必要に応じて迅速に設置することができるよう、準備期に整理した臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行う。(保健福祉部)

3-2-1-2. 相談センターの強化

- ① 県は、国の要請に応じて、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談(受診先となる発熱外来の案内を含む。)を受ける相談センターの強化を行う。(保健福祉部)
- ② 県は、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、県民等に周知を行う。(保健福祉部)
- ③ 県は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。(保健福祉部)

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 県は、国の要請に応じて、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関に加えて、その他の協定締結医療機関においても対応する。(保健福祉部)

- ② 県は、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床確保について、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等が中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。（保健福祉部）
- ③ 協定締結医療機関は、準備期に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。（保健福祉部）
- ④ 県は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。（保健福祉部）
- ⑤ 県は、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。（保健福祉部）
- ⑥ 県は、必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請する。（保健福祉部）
- ⑦ 県は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。（保健福祉部）

3-2-2-2. 相談センターの強化

上記 3-2-1-2 の取組を継続して行う。（保健福祉部）

3-2-2-3. 病原体の性状等に応じた対応

- ① 県は、国の要請に応じて、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保する。（保健福祉部）

- ② 県は、国の要請に応じて、病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において重症者用の病床の確保を多く行う。一方、感染性が高い場合は、県は、国の要請に応じて、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充する。（保健福祉部）

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ① 県は、国の要請に応じて、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応する。また、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合は、県は、国の要請に応じて、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応する。（保健福祉部）
- ② 県は、国の要請に応じて、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するとともに、市町村と協力して、住民等への周知を行う。（保健福祉部）

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ① ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、国は、県に対して、基本的な感染対策に移行する方針を示す。（全庁）
- ② 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。（保健福祉部）

3-3. 予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針

新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく異なる場合は、国は、JIHS等と協力して、通常医療との両立も踏まえながら、準備期に締結した協定の内容の変更や状況に応じた対応を行うことを柔軟かつ機動的に判断し、県に対して対応方針を示す。（保健福祉部）

3-4. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

国及び県は、上記 3-1 及び 3-2 の取組では対応が困難となるおそれがあると考えられる場合は、必要に応じて、以下①から③までの取組を行う。

- ① 国及び県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。国及び県は、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。（保健福祉部）
- ② 県は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の情報を参考に、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時の医療施設を設置して医療の提供を行う。（保健福祉部）
- ③ 国及び県は、上記の①及び②の対応を行うとともに、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下（ア）から（ウ）までの対応を行うことを検討する。（危機管理部、保健福祉部）
 - （ア）第6章第3節（「まん延防止」における対応期）3-1-2 及び 3-1-3 の措置を講ずること。
 - （イ）適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。
 - （ウ）対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施の要請等を行うこと。

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。速やかに有効な治療薬の確保を行うことが重要である。平時からそのための体制作りを行うとともに、治療薬の配送等に係る体制については訓練でその実効性を定期的に確認し、必要な見直しを不断に行う。

(2) 所要の対応

1-1. 治療薬・治療法の研究開発の推進

1-1-1. 研究開発体制の構築

県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、県内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(保健福祉部)

1-1-2. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

国及び JIHS は、大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行い、国及び県は大学等の研究機関を支援する。

国及び県は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。(保健福祉部)

1-2. 治療薬・治療法の活用に向けた整備

1-2-1. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及び JIHS が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。(保健福祉部)

1-2-2. 有事の治療薬等の供給に備えた準備

国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備等を行う。(保健福祉部)

1-2-3. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備

国及び県は、抗インフルエンザウイルス薬について、諸外国における最新の備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量为目标として計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。（保健福祉部）

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬の確保及び供給を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

国、県、医療機関等の関係機関の間で、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報を共有する。(保健福祉部)

2-2. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

2-2-1. 医療機関等への情報提供・共有

県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及び JIHS が示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、迅速に医療機関等に情報提供・共有する。(保健福祉部)

2-2-2. 治療薬の配分

県は、国と連携し、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。(保健福祉部)

2-2-3. 治療薬の流通管理及び適正使用

県は、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するように呼び掛ける。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を呼び掛ける。(保健福祉部)

2-2-4. 対症療法薬に係る流通管理及び適正使用

県は、対症療法薬の適正な流通を呼び掛ける。(保健福祉部)

2-3. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 国及び県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。(保健福祉部)
- ② 県は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う

よう呼び掛ける。(保健福祉部)

- ③ 県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を呼び掛ける。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。(保健福祉部)
- ④ 県は、県内での感染拡大に備え、国と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう呼び掛ける。(保健福祉部)
- ⑤ 県は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を呼び掛ける。(保健福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を確保し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

(2) 所要の対応

3-1. 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

国は、新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康にとって総合的にリスクが高いと判断される場合は、早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な研究開発や治療薬の確保を含め、以下の対応を行う。
(保健福祉部)

3-1-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

国、県、医療機関等の関係機関の間で、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報、流行している病原体に対する既存の薬剤の有効性を情報共有する。(保健福祉部)

3-1-2. 治療薬・治療法の活用

3-1-2-1. 医療機関等への情報提供・共有

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、医療機関等や医療従事者等、県民等に対して迅速に提供する。(保健福祉部)

3-1-2-2. 医療機関や薬局における警戒活動

県警は、医療機関や薬局及びその周辺において、県民等の混乱、不測の事態を防止するため、必要に応じた警戒活動等を行う。(県警)

3-1-2-3. 治療薬の流通管理

- ① 県は、国と連携し、引き続き、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう呼び掛ける。また、それらの流通状況を調査し、過剰な量の買い込みをしない等、適正な流通を呼び掛ける。(保健福祉部)
- ② 県は、対症療法薬についても、適切に使用するよう呼び掛けるとともに、適正な流通を呼び掛ける。(保健福祉部)
- ③ 県は、患者数が減少した段階において、製薬関係企業等が次の感染拡大

に備えた増産を行った場合には、必要に応じて、増産された治療薬を確保する。(保健福祉部)

- ④ 県は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。また、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。(保健福祉部)

3-1-2-4. 薬局との協定による自宅療養者等への支援

県は、必要に応じて、協定を締結した薬局に対し、自宅療養者等へ治療薬の配布や服薬指導等の支援を要請する。(保健福祉部)

3-1-3. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 県は、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認し、必要に応じて、国備蓄分を配分する等の調整を行うよう、国へ要請する。(保健福祉部)
- ② 県は、国と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。(保健福祉部)
- ③ 県は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。(保健福祉部)

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○抗インフルエンザ薬の無償配布（保健福祉部）

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、インフルエンザの集団感染等が発生した施設に対し、予防投薬のために抗インフルエンザ薬を無償配布した。

第 10 章 検査

第 1 節 準備期

(1) 目的

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR 検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR 検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。

新型インフルエンザ等の発生時に、その病原体の検出手法を速やかに開発するとともに、診断に有用な検体採取の部位や採取方法を定め、患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する必要がある。この体制により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に県の予防計画に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。また、検査体制の整備においては、JIHS や地方衛生研究所等のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 検査体制の整備

- ① 県は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。（生活環境部、保健福祉部）

- ② 県は、予防計画に基づき、保健製薬環境センターや検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。（生活環境部、保健福祉部）

1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 県は、予防計画に基づき、保健製薬環境センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、国や JIHS が実施する訓練等で定期的に確認を行う。保健製薬環境センターや検査等措置協定締結機関等は、訓練等を活用し、国及び県等と協力して検査体制の維持に努める。（生活環境部、保健福祉部）
- ② 保健製薬環境センター及び検査等措置協定締結機関等は、県の検査関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。（生活環境部）
- ③ 県は、JIHS、保健製薬環境センター、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。（生活環境部）

1-3. 検査実施状況等の把握体制の確保

県は、JIHS、保健製薬環境センター、民間検査機関、医療機関等と連携し、有事において、検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の確保を行う。その際、有事における業務負荷を軽減できるよう、DX の推進により、自動化、効率化されたシステムを構築する。（生活環境部、保健福祉部）

1-4. 研究開発への協力

1-4-1. 研究開発の方向性の整理

県は、国や JIHS が実施する、検査診断技術の開発の方針の整理へ協力する。（生活環境部、保健福祉部）

1-4-2. 検査関係機関等との連携

県は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（生活環境部、保健福祉部）

第 2 節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、海外で発生した段階から病原体等を迅速に入手し、検査方法を確立するとともに、検査体制を早期に整備することを目指す。

県内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

(2) 所要の対応

2-1. 検査体制の整備

県は、予防計画に基づき、保健製薬環境センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。(生活環境部、保健福祉部)

2-2. PCR 検査等の汎用性の高い検査手法の普及

県は、国が行う、PCR 検査等の最適で汎用性の高い検査方法の開発や臨床研究の評価、検査の使用方法について、医療機関等に情報提供・共有する。(生活環境部、保健福祉部)

2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の研究への協力

県は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(生活環境部、保健福祉部)

2-4. リスク評価に基づく検査実施の方針の周知

県は、感染症の流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、県民等に分かりやすく提供・共有する。(生活環境部、保健福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体の採取や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、国内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

(2) 所要の対応

3-1. 検査体制の拡充

県は、予防計画に基づき、保健製薬環境センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。（生活環境部、保健福祉部）

3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及への協力

県は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（生活環境部、保健福祉部）

3-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直しに伴う周知

県は、感染症の流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、県民等に分かりやすく提供・共有する。（生活環境部、保健福祉部）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○無症状者に対する検査の無料化（保健福祉部）

「感染不安のある無症状の全ての県民の方」に対し、県で登録した医療機関、薬局等において無料で検査を行った。

第 11 章 保健

第 1 節 準備期

(1) 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、保健製薬環境センターは地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

県は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や保健製薬環境センターがその機能を果たすことができるようにする。

その際、県の万代庁舎と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

(2) 所要の対応

1-1. 人材の確保

- ① 県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送出及び受入れ等に関する体制を構築する。(保健福祉部)
- ② 県は、流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表)から1か月間において想定される、保健所における業務量に対応するため、万代庁舎等からの応援職員、IHEAT 要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。(保健福祉部)

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 県は、予防計画に定める保健所の感染症有事体制(保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT 要員の確保数)の状況を毎年度確認する。(保健福祉部)
- ② 県は、予防計画に定める保健製薬環境センター、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。(生

活環境部、保健福祉部)

- ③ 保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。保健製薬環境センターにおいても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における万代庁舎、保健所及び保健製薬環境センターの業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から ICT や外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。(生活環境部、保健福祉部)

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ① 県は、国の求めに応じ、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）への年 1 回以上の研修・訓練を実施する。(保健福祉部)
- ② 県は、保健所や保健製薬環境センターの人材育成を実施する。(生活環境部、保健福祉部)
- ③ 県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国等の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や保健製薬環境センターの人材育成に努める。また、保健所や保健製薬環境センターを含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。(生活環境部、保健福祉部)
- ④ 県は、保健所や保健製薬環境センターに加え、万代庁舎においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。(危機管理部、企画総務部、生活環境部、保健福祉部)

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、徳島県感染症対策連携協議会等を活用し、平時から保健所や保健製薬環境センターのみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、徳島県感染症対策連携協議会等においては、相談・受診から入退院までの流れ等について協議し、その結果を踏まえ、県は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、県が作成する県行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び保健製薬環境センターが作成する健康危機対処計画（感染症編）との整合性を確保する。

その際、県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供や宿泊施設の確保等が必要となるため、県は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

1-4. 保健所及び保健製薬環境センターの体制整備

- ① 県は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や保健製薬環境センターにおける交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等の体調管理やメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。加えて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ電話相談や積極的疫学調査並びに健康観察等を実施できるよう体制を整備する。（企画総務部、生活環境部、保健福祉部）
- ② 保健所は、平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対応計画（感染症編）を策定・更新し、想定した業務量に対応するための人員の確保、計画に基づく研修・訓練の実施、ICT 活用等による業務の効率化、地域の医療機関や専門職能団体等の関係機関との連携強化等に取り組む。（保健福祉部）
- ③ 保健製薬環境センターは、JIHS との情報共有を始めとした連携体制を構築するとともに、迅速な検査や疫学調査の機能の維持及び強化のために必要な支援を受ける。（生活環境部）
- ④ 保健製薬環境センターは、健康危機対応計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS 等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。（生活環境部）
- ⑤ 保健製薬環境センター及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国が JIHS と連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国等と協力し、検査体制の維持に努める。（生活環境部、保健福祉部）
- ⑥ 保健製薬環境センター及び検査等措置協定締結機関等は、平時から県等の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。（生活環境部、保健福祉部）

- ⑦ 県及び保健製薬環境センターは、JIHS とともに、有事に迅速に検査体制が整備できるよう、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法の検査機関への普及に至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。(生活環境部、保健福祉部)
- ⑧ 県、保健所及び保健製薬環境センターは、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況(病原体ゲノムサーベイランスを含む。)を迅速に把握する体制を整備する。(生活環境部、保健福祉部)
- ⑨ 県及び保健所は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況(病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等)を把握する。(保健福祉部)
- ⑩ 県、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、県内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。(生活環境部、保健福祉部、農林水産部)
- ⑪ 県は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(生活環境部、保健福祉部)

1-5. DX の推進

平時から、国、県、保健所及び保健製薬環境センターは、相互に連携した訓練を通じ、感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム(G-MIS)等の各種システムの運用に関する課題を整理し、システム利用機関等が効率的に業務を遂行できるよう改善を図る。(生活環境部、保健福祉部)

1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 県は、国から提供された、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動、その対策等の情報や各種媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等に

ついて、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。（生活環境部、保健福祉部）

- ② 県は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。（生活環境部、保健福祉部）
- ③ 県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えることで症状の悪化や診断の遅れにより、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。（保健福祉部）
- ④ 県は、市町村と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。（生活環境部、保健福祉部）
- ⑤ 保健所は、万代庁舎や保健製薬環境センターと連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症対策の拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。（生活環境部、保健福祉部）

第 2 節 初動期

(1) 目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

県が定める予防計画並びに保健所及び保健製薬環境センターが定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び保健製薬環境センターが、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、住民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の県内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 県は、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数）及び保健製薬環境センターの有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（オ）までの対応に係る準備を行う。（危機管理部、企画総務部、生活環境部、保健福祉部）

- （ア） 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）
- （イ） 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握
- （ウ） IHEAT 要員に対する県内保健所等での業務に従事すること等の要請
- （エ） 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化
- （オ） 保健製薬環境センター、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備

- ② 県は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び保健製薬環境センターの有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、万代庁舎からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。（企画総務部、生活環境部、保健福祉部）

- ③ 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。（保健福祉部）
- ④ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、万代庁舎と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。（保健福祉部）
- ⑤ 県は、JIHS による保健製薬環境センターへの技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。（生活環境部、保健福祉部）
- ⑥ 保健製薬環境センターは、健康危機対処計画に基づき、万代庁舎と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努める。（生活環境部）
- ⑦ 県は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（生活環境部、保健福祉部）

2-2. 住民への情報提供・共有の開始

- ① 県は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。（保健福祉部）
- ② 県は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q&A の公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。（危機管理部、保健福祉部）

2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応

県は、第 3 章第 2 節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1 で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係

る発生等の公表前に県内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。（保健福祉部）

第 3 節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県が定める予防計画並びに保健所及び保健製薬環境センターが定める健康危機対処計画や準備期に整理した県、市町村、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び保健製薬環境センターが、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- ① 県は、保健所の感染症有事体制の確立に向け、万代庁舎からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を遅滞なく行うとともに、保健製薬環境センターの検査体制を速やかに立ち上げる。（危機管理部、企画総務部、生活環境部、保健福祉部）
- ② 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、国、他の都道府県と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整や支援等を行う。（保健福祉部）
- ③ 県は、新型インフルエンザ等の発生状況や感染拡大防止等に対する住民の理解促進を図るために必要な情報を市町村と共有する。（危機管理部、保健福祉部）
- ④ 県は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（生活環境部、保健福祉部）

3-2. 主な対応業務の実施

県、保健所及び保健製薬環境センターは、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

3-2-1. 相談対応

県は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク

等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。（保健福祉部）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○電話相談の体制について（保健福祉部）

コロナの相談専用ダイヤルの開設（外部委託）、24 時間対応の帰国者・接触者相談センターの設置（保健所・外部委託）、とくしま健康フォローアップセンター（外部委託）の開設など、流行状況に合わせた電話相談体制とした。

3-2-2. 検査・サーベイランス

- ① 県は、国及び JIHS と連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、県民等に分かりやすく提供・共有する。（生活環境部、保健福祉部）
- ② 県は、感染拡大状況や感染症対策上の必要性、保健製薬環境センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。（保健福祉部）
- ③ 保健製薬環境センターは、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、保健製薬環境センターは、JIHS との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHS への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、万代庁舎や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。（生活環境部、保健福祉部）
- ④ 県は国及び JIHS と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、国、JIHS 及び関係機関と連携し、県内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、県内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、県や医療現場の負担も過大となる。

このため、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、国は、患者の全数把握の必要性を再評価するため、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。県は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。（生活環境部、保健福祉部）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○検体採取について（保健福祉部）

PCR 検査や抗原検査は、検査対象者に応じた検査方法や検査機関の確保を図るとともに、検査のために必要な検体採取は、流行時期に応じて次の場所で行った。

- ・ 帰国者・接触者外来及び検査協力医療機関
- ・ 地域外来・検査センター
- ・ 保健所（来所又は訪問採取）
- ・ PCR検査センター
- ・ 郵送検査 等

流行状況を見据えた、速やかな民間検査機関等への移行が必要だった。

3-2-3. 積極的疫学調査

- ① 県は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。（保健福祉部）
- ② 県は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね 1 か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて保健所と相談の上、積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。（保健福祉部）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○積極的疫学調査について（保健福祉部）

国立感染症研究所が示す積極的疫学調査票を用いての電話調査から、流行状況や保健所業務量を勘案の上、「徳島県簡易版調査票」と「入院調整シート」へ調査票を変更し、さらに、陽性者数の増加に対応するため「SMSによる調査」と順次最適な方法へとアップデートを図った。

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 県は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等をはじめとする重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状等が明らかでない場合は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及びJIHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断については、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。（保健福祉部）
- ② 県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（入院調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限の行使を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、早期により、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て外部委託をすることにより、保健所の業務負荷軽減を図る。（保健福祉部）
- ③ 県は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等への往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等、自宅療養者等の状態に応じた適切な対応を要請する。（保健福祉部）
- ④ 県は、宿泊療養施設について、各保健医療圏域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。（保健福祉部）

3-2-5. 健康観察及び生活支援

- ① 県は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託や市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。（保健福祉部）
- ② 県は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を市町村と共有し、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要な食事の提供等サービスの提供及びパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。（保健福祉部）
- ③ 県は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用すること等で、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。（保健福祉部）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○万代庁舎と保健所の役割分担＜県で一元化された業務＞（保健福祉部）

- ・入院調整にかかる業務は、万代庁舎に設置した入院調整本部で実施。
- ・就業制限、入院勧告等に関する法定業務は、各保健所で対応していたが陽性者数の増加のため、万代庁舎に事務センターを設置し対応。

※その他においても、万代庁舎と保健所との連携により、状況に合わせた対応の検討をすすめた。

3-2-6. 健康監視

県は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。（保健福祉部）

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 県は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、住民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。（危機管理部、保健福祉部）

- ② 県は、情報共有に当たって配慮が必要な方（高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等）のニーズに応えられるよう、管内の市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。（危機管理部、生活環境部、保健福祉部）

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

- ① 県は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び保健製薬環境センターの有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。また、県は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、万代庁舎からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。（危機管理部、企画総務部、生活環境部、保健福祉部）
- ② 県は、保健所等の業務の負担が増大した場合には、感染症法の厚生労働大臣による総合調整の規定等に基づき、国に対し、保健師の派遣等について、広域派遣の調整を依頼する。（保健福祉部）
- ③ 県は、県域の感染状況等の実情に応じて、JIHS に対し、実地疫学の専門家等の派遣を要請する。（保健福祉部）
- ④ 県は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び保健製薬環境センターにおける業務の効率化を推進する。（生活環境部、保健福祉部）
- ⑤ 県は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務が行えるよう調整及び支援を行う。（保健福祉部）
- ⑥ 保健所は、健康危機対処計画（感染症編）に基づき、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。（保健福祉部）
- ⑦ 県は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（生活環境部、保健福祉部）

3-3-1-2. 検査体制の拡充

- ① 県は、国及び JIHS と連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定する。（保健福祉部）

- ② 県は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、保健製薬環境センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。(生活環境部、保健福祉部)
- ③ 保健製薬環境センターは、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。(生活環境部)
- ④ 県は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。(保健福祉部)

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 県は、国が示す、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や感染状況等を踏まえた、全数把握や積極的疫学調査の重点化や見直し等の対応方針の変更を踏まえ、保健所及び保健製薬環境センターの感染症対応業務の体制を見直す。(生活環境部、保健福祉部)
- ② 県は、引き続き、JIHS に対して、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣を要請する。(保健福祉部)
- ③ 県は、引き続き、保健所等の業務の負担に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、万代庁舎からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。(保健福祉部)
- ④ 県は、引き続き、保健所等の業務の負担が増大した場合には、感染症法の厚生労働大臣による総合調整の規定等に基づき、国に対し、保健師の派遣等について、広域派遣の調整を依頼する。(保健福祉部)
- ⑤ 県は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。(保健福祉部)
- ⑥ 県は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や万代庁舎、保健所及び保健製薬環境センターの業務負荷等も踏まえて、人員体制や検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。(生活環境部、保健福祉部)
- ⑦ 県は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。(保健福祉部)

- ⑧ 県は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した市町村を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。(保健福祉部)

3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

保健製薬環境センターは、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、万代庁舎や保健所等への情報提供・共有等を実施する。(生活環境部)

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

県は、国からの有事の体制等の段階的な縮小検討要請を踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び保健製薬環境センターにおける有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、住民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。(生活環境部、保健福祉部)

第12章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、県は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 体制の整備

- ① 国は有事に行う感染症対策物資等の需給状況を把握し、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。(保健福祉部、経済産業部)

1-2. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 県、市町村及び指定(地方)公共機関は、各計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
なお、上記の備蓄については、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(危機管理部、保健福祉部)
- ② 県は、国の求めに応じ、システム等を利用して、定期的に感染症対策物資等の備蓄状況の情報を共有するとともに、予防計画に定める個人防護具の備蓄の推進及び維持を確実に実施する。(保健福祉部)
- ③ 県は、国が定める、個人防護具について必要となる備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。(保健福祉部)
- ④ 県は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。(危機管理部、保健福祉部)

1-3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 県は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。(保健福祉部)

- ② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき个人防护具を計画的に備蓄する。県は、協定締結医療機関の个人防护具の保管施設整備の支援を行う。(保健福祉部)
- ③ 県は、協定締結医療機関に対して、个人防护具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。(保健福祉部)
- ④ 県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。(保健福祉部)
- ⑤ 県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。(保健福祉部)
- ⑥ 県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。(こども未来部、保健福祉部)

1-4. 感染症対策物資等の需給状況の把握

国は感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、感染症対策物資等の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求め、その供給能力を把握する。(保健福祉部、経済産業部)

1-5. 感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者への呼び掛け

県は、国と連携し、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう呼び掛ける。(保健福祉部、経済産業部)

第2節 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 県は、システム等を利用して、県や協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等を国と情報共有する。(保健福祉部)
- ② 県は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。(保健福祉部)
- ③ 県は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。(保健福祉部)

2-2. 感染症対策物資等の需給状況の確認

国は生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者から、感染症対策物資等の需給状況について速やかな報告を求めるとともに、当該事業者からの報告やこれまでの感染症危機管理の経験等を踏まえ、感染症対策物資等の供給量等に不足がないか等を確認する。(保健福祉部、経済産業部)

2-3. 円滑な供給に向けた準備

- ① 県は、国と連携し、感染症対策物資等の供給が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の業界団体や生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対する生産の要請その他必要な対応を実施する。(保健福祉部、経済産業部)
- ② 県は、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保するよう要請する。(保健福祉部)
- ③ 県は、医療機関等に対し、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、国と連携し、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう呼び掛ける。(保健福祉部、経済産業部)
- ④ 県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等

は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。（保健福祉部、経済産業部）

第3節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- ① 県は、システム等を利用して、県や協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等を随時、確認する。(保健福祉部)
- ② 県は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。(保健福祉部)
- ③ 県は、医療機関等に対し、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認するよう呼び掛ける。さらに、医療機関等に対し、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう呼び掛ける。(保健福祉部)

3-2. 感染症対策物資等の需給状況の確認

国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、生産、流通及び在庫の状況や今後の生産計画等に関する報告等を求め、感染症対策物資等の需給状況について確認する。(保健福祉部、経済産業部)

3-3. 感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者への呼び掛け

県は、国と連携し、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対して、新型インフルエンザ等の感染拡大に伴う感染症対策物資等の需要の急増や流通量が増加する可能性を踏まえつつ、安定的かつ速やかに感染症対策物資等を対象地域へ届けるために必要な対応を行うよう呼び掛ける。(保健福祉部、経済産業部)

3-4. 不足物資の供給等適正化

県は、国と連携し、3-1①で確認した県や協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等や感染症対策物資等の生産事業者等への生産要請等を踏まえ

てもなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する地域や医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行う。（保健福祉部）

3-5. 円滑な供給のための生産・輸入事業者等への支援

国は、生産要請等を行った生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる。（保健福祉部、経済産業部）

3-6. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、市町村、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力する。（危機管理部、保健福祉部）

3-7. 緊急物資の運送等

- ① 国又は県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。（危機管理部、保健福祉部）
- ② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する。（危機管理部、保健福祉部）

3-8. 物資の売渡しの要請等

- ① 県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。（危機管理部、保健福祉部）
- ② 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の

正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。(危機管理部、保健福祉部)

- ③ 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。
(危機管理部、保健福祉部)
- ④ 県は、緊急の必要があるとき、国に対し、上記の①から③までの措置を実施するよう、要請する。(危機管理部、保健福祉部)

第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。県は、国、市町村と連携し、必要な準備を行いながら、事業者や県民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、県民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、国、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(全庁)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進するなど、感染対策にも留意した、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(全庁)

1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1. 業務継続計画の策定の勧奨及び支援

- ① 県は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係団体等と連携し、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。(全庁)
- ② 県は、指定(地方)公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認す

る。(危機管理部)

1-3-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

県は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤、窓口対応の電子化等、人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員はその看病等の対応により、有給休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることにも留意する。(全庁)

1-4. 緊急物資運送等の体制整備

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。(危機管理部、保健福祉部)

1-5. 物資及び資材の備蓄

① 県、市町村及び指定(地方)公共機関は、県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、第 12 章第 1 節(「物資」における準備期)1-2 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(危機管理部、保健福祉部)

② 県及び市町村は、事業者や県民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(全庁)

1-6. 生活支援を要する者への支援等の準備

市町村は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(保健福祉部)

1-7. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（危機管理部）

第 2 節 初動期

(1) 目的

県は、国、市町村と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や県民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の呼び掛け

- ① 県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう呼び掛ける。(全庁)
- ② 指定(地方)公共機関等は、その業務計画に基づき、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。県は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう呼び掛ける。(危機管理部)
- ③ 県は、これらのほか、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう呼び掛ける。(全庁)

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○職員に対する感染防止対策(企画総務部)

- ・庁内放送による「感染対策の徹底」及び「定期的な換気」の呼びかけや Joruri グループウェアを活用した感染防止対策記事の掲載
- ・各所属へ「二酸化炭素探知計」もしくは「非接触体温計」を配布したほか、職員に対し、手指消毒液、除菌ウェットティッシュを配布
- ・職員休養室にパーテーションを設置し、除菌ウェットティッシュ、手指消毒液を設置
- ・県庁診療所でのコロナワクチン職域接種の実施

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け

県は、県民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の県民生活との関連性が高い物資又は県民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼び掛ける。（危機管理部、経済産業部）

2-3. 遺体の火葬・安置

県は、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。（危機管理部）

第 3 節 対応期

(1) 目的

県は、国、市町村と連携し、準備期での対応を基に、県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、県民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 県民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け

県は、県民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼び掛ける。（危機管理部、経済産業部）

3-1-2. 心身への影響に関する施策

県及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（全庁）

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

市町村は、県と連携し、高齢者、障害者等の要配慮者等が必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（保健福祉部）

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等について、教育 DX を推進するなどして、必要な支援を行う。（教育委員会）

3-1-5. サービス水準に係る県民への周知

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、県民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。(全庁)

3-1-6. 犯罪の予防・取締り

- ① 県警は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(危機管理部、県警)
- ② 県は、混乱に便乗した詐欺や悪質商法への注意喚起をするとともに、県民に向けて冷静な消費行動を呼び掛ける。(危機管理部)

3-1-7. 物資の売渡しの要請等

- ① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。(危機管理部)
- ② 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。(危機管理部)

3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(危機管理部、経済産業部)
- ② 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(危機管理部、経済産業部)
- ③ 県は、市町村において米穀の調達が困難なとき、市町村からの要請に応じて米穀販売事業者から供給あっせんを行う。(危機管理部、農林水産部)

- ④ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(危機管理部、経済産業部)
- ⑤ 県及び市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は県民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和 48 年法律第 48 号)、国民生活安定緊急措置法(昭和 48 年法律第 121 号)、物価統制令(昭和 21 年勅令第 118 号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。(危機管理部)

3-1-9. 埋葬・火葬の特例等

県は、第 2 節(初動期)2-3 の対応を継続して行うとともに、県は、必要に応じて以下①から③までの対応を行う。

- ① 県は、国からの要請に基づき、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(危機管理部)
- ② 県は、国からの要請に基づき、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(危機管理部)
- ③ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(危機管理部)

3-1-10. 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等

国及び県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律(平成 8 年法律第 85 号)に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定する。(全庁)

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への呼び掛け等

- ① 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を呼び掛ける。(全庁)

- ② 県は、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等）を適時更新しながら事業者を提供する。また、県は、業界団体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引の作成を支援する。（全庁）
- ③ 指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。（危機管理部）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○飲食店向け PCR モニタリング定期検査実施事業（危機管理部）

- ・対象：「ガイドライン実践店ステッカー」等を掲示している等の条件を満たす飲食店
- ・実績：13,237 件、106,264 千円
- ・R3.12 から検査方法を「抗原定性検査」へ切り替え

○「ガイドライン実践店ステッカー」の交付事業（危機管理部）

- ・交付対象：業界毎に策定された感染拡大予防ガイドラインを実践する体制がとれている店舗等
- ・交付実績：216 業界団体、8,946 店舗・施設

○宿泊施設向け PCR モニタリング定期検査実施事業

（観光スポーツ文化部）

- ・対象：「ガイドライン実践店ステッカー」等を掲示している等の条件を満たす宿泊施設
- ・参加施設数：80 施設中

○WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業（経済産業部）

- ・対象：業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に沿って、「新しい生活様式」に対応したビジネススタイルを導入した中小・小規模事業者
- ・実績：8,305 件、2,955,400 千円

3-2-2. 事業者に対する支援

県及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び県民生活への影響を緩和し、県民生活及び県民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（全庁）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

- 「新しい生活様式」実装推進事業 ～飲食店応援事業～（危機管理部）
 - ・支給対象：R3.2.1～3.7の間「ガイドライン実践店ステッカー」等を掲示している飲食店
 - ・支給実績：4,864件、2,373,600千円
- 飲食店営業時間短縮協力金（第1期～第5期）（危機管理部）
 - ・支給対象：営業時間短縮に協力した県内全域の飲食店
 - ・支給実績：17,573件、9,710,136千円
- 徳島プレミアム生活衛生クーポン事業（危機管理部）
 - ・支給対象：「ガイドライン実践店ステッカー」等を掲示している理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場
 - ・支給実績：914,304枚 457,152千円
- 新型コロナ対応！企業応援給付金（経済産業部）
 - ・対象：「新型コロナウイルス感染症対応資金」等による融資を受け、厳しい経営の中でも雇用を維持し、事業継続に取り組む中小・小規模事業者
 - ・実績：6,257件、4,604,472千円
- 徳島県事業継続応援金（経済産業部）
 - ・対象：コロナ「第6波」に伴い厳しい経営状況に直面する中、事業継続に取り組む中小・小規模事業者
 - ・実績：14,452件、3,817,253千円

- 「とくしまグルメ」プレミアムクーポン事業（経済産業部）
 - ・対象：本県独自のプレミアム付き食事券「『とくしまグルメ』プレミアム食事券」参加飲食店
 - ・実績：302,988 冊、757,470 千円
- 県内企業向け新型コロナウイルス感染症 PCR 検査実施業務（経済産業部）
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、県内事業者において複数の感染者が発生した場合に、幅広く新型コロナウイルス感染症 PCR 検査を実施した。
 - ・検査実績：433 件
- 収入保険制度加入促進対策事業（農林水産部）

コロナ禍における原油価格・物価高騰に伴う生産コストの上昇により厳しい状況に置かれている農業事業者への中長期的な農業経営の安定支援として、販売価格変動等の影響を低減させる収入保険への加入促進及び助成を実施。
- 県高収益作物次期作応援事業（農林水産部）

コロナウイルスの影響により、売上が大幅に下落した高収益品目を栽培する産地から、生産・流通コストの削減や、品質の向上、新たな生活様式に対応した流通・販路開拓などの生産体制強化に向けた次期作に前向きな取組みを支援
- 山の仕事を守るコロナ対策緊急支援事業（農林水産部）

雇用確保や生産再開に向けて、国庫補助事業の対象とならない事業を補助事業により支援
- 持続的漁業生産緊急支援事業（農林水産部）

漁業関係者の事業継続を図るとともに、「持続可能な漁業」の実現に向け、新たな「資源管理型漁業」のモデルケースを構築するため、放流用種苗の購入費の支援等を実施

3-2-3. 県及び市町村又は指定（地方）公共機関による県民生活及び県民経済の安定に関する措置

以下①から⑤までの事業者である県及び市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの県行動計画又は市町村行動計画、業務計画に基づき、必要な措置を講ずる。

① 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関

電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置

② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村及び指定地方公共機関

水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置

③ 運送事業者である指定（地方）公共機関

旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置

④ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関

通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置

⑤ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関

郵便及び信書便を確保するため必要な措置

また、県は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。また、県は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。（危機管理部）

3-3. 県民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資等

県は、市町村や信用保証協会等と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受ける中小企業や農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施する等、実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。（経済産業部、農林水産部）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○「新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ資金）」（経済産業部）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小事業者に対して、利子補給及び信用保証料負担の軽減を実施し、円滑な資金供給を行うことにより、事業の継続や経営の安定を図った。

○新型コロナ対策農林漁業緊急支援事業（農林水産部）

経営に影響を受けた農林漁業者の負担を軽減するため、融資における貸付金利及び保証料の一部を補助する「金融支援事業」の実施と、特に経営状況の厳しい農林漁業者に一時金を支給する「応援給付金」の給付を行った。

3-3-2. 雇用への影響に関する支援

県は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う。
（生活環境部）

3-3-3. 県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

県は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた県民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。
（全庁）

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な本県の取組】

○ひとり親家庭子育て応援事業（こども未来部）

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を受け、生活が一層困難になっている「ひとり親家庭」を応援するため、県産食品を無償配付した。